令和７年第２回

相良村議会３月定例会会議録

開　会　令和７年３月　６　日
閉　会　令和７年３月１３日

熊本県相良村議会

相良村議会議員名簿

任期　自Ｒ 3．5．　1
至Ｒ 7．4．30

職　名	氏　　名	議席	職　名	氏　　名	議席
議　長	黒　木　正　照	10	議　員	徳　田　正　臣	4
副議長	市　岡　智　惠	9	議　員	中　村　重　道	5
議　員	川　邊　一　徳	1	議　員	西　本　巳喜男	6
議　員	坂　田　朋　美	2	議　員	髙　岡　重　盛	7
議　員	永　田　博　人	3	議　員	小　善　満　子	8

常任委員会構成

委　員　会	総務文教	産業福祉
委　員　長	髙　岡　重　盛	中　村　重　道
副委員長	西　本　巳喜男	永　田　博　人
委　　員	黒　木　正　照	小　善　満　子
	徳　田　正　臣	市　岡　智　惠
	坂　田　朋　美	川　邊　一　徳
定　　数	５人	５人

令和７年第２回　相良村議会定例会　会期日程

（会期３月６日から３月１３日　８日間）

月	日	曜	種　　別	内　　容
３	６	木	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案の上程 　提案理由の説明 　　議案第２号　（質疑） 　提案理由の説明 　　議案第３号　（質疑） 　提案理由の説明 　　議案第４号から議案第５号　（質疑） 　提案理由の説明 　　議案第６号　（質疑） 　提案理由の説明 　　議案第７号　（質疑） 　提案理由の説明 　　議案第８号から議案第９号　（質疑） 　提案理由の説明 　　議案第１０号　（質疑） 　提案理由の説明 　　議案第１１号　（質疑） 　提案理由の説明 　　議案第１２号　（質疑） 　提案理由の説明 　　議案第１３号　（質疑） 　提案理由の説明 　　議案第１４号　（質疑・討論・採決） 　提案理由の説明 　　議案第１５号から議案第１９号（質疑・討論・採決） 　提案理由の説明 　　議案第２０号　（質疑） 　提案理由の説明 　　議案第２１号から議案第２３号　（質疑） 　提案理由の説明 　　議案第２４号から議案第２５号　（質疑） 　提案理由の説明 　　議案第２６号　（質疑） 　提案理由の説明 　　議案第２７号　（質疑・討論・採決）

3	6	木	本会議	提案理由の説明 議案第２８号　（質疑・討論・採決） 提案理由の説明 議案第２９号　（質疑・討論・採決） 提案理由の説明 議案第３０号　（質疑・討論・採決） 提案理由の説明 議案第３１号　（質疑・討論・採決） 提出理由の説明 同意第１号から同委第６号　（質疑・討論・採決） 提出理由の説明 諮問第１号　（質疑・討論・採決） 委員会付託 議案第２号から議案第１３号、 議案第２０号から議案第２６号
			委員会	付託議案審査（連合審査）
3	7	金	委員会	付託議案審査（連合審査）
3	8	土	休会	
3	9	日	休会	
3	10	月	委員会	付託議案審査（連合審査）
3	11	火	委員会	付託議案審査（連合審査）、各常任委員会
3	12	水	本会議	一般質問
3	13	木	本会議	委員会審査の結果報告（各常任委員会） 議案第２号から議案第１３号、 議案第２０号から議案第２６号　（質疑・討論・採決） 議案の上程 提出理由の説明 発委第１号　（質疑・討論・採決） 発議第１号　（質疑・討論・採決） 議員派遣の件 閉会中の継続審査及び調査申し出の件 閉会

第２回相良村議会３月定例会会議録

令和７年３月６日（木）開会

（第１号）

相　良　村　議　会

令和７年第２回相良村議会定例会（第１号）

令和７年３月６日
午前 10 時 00 分開会
於　会議議場
開　議

１．議事日程

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　議案第２号　相良村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例の制定について
（質疑）

日程第４　議案第３号　相良村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例の制定について
（質疑）

日程第５　議案第４号　地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について
（質疑）

日程第６　議案第５号　相良村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
（質疑）

日程第７　議案第６号　相良村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
（質疑）

日程第８　議案第７号　相良村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
（質疑）

日程第９　議案第８号　相良村議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第１０　議案第９号　相良村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
（質疑）

日程第１１　議案第 10 号　相良村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
（質疑）

日程第１２　議案第 11 号　相良村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
（質疑）
日程第１３　議案第 12 号　相良村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
（質疑）
日程第１４　議案第 13 号　相良村地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
（質疑）
日程第１５　議案第 14 号　令和６年度相良村一般会計補正予算（第７号）
（質疑・討論・採決）
日程第１６　議案第 15 号　令和６年度相良村国民健康保険特別会計補正予算（第４号）
日程第１７　議案第 16 号　令和６年度相良村簡易水道特別会計補正予算（第４号）
日程第１８　議案第 17 号　令和６年度相良村農業集落排水特別会計補正予算（第５号）
日程第１９　議案第 18 号　令和６年度相良村介護保険特別会計補正予算（第３号）（第２号）
日程第２０　議案第 19 号　令和６年度相良村後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）
（質疑・討論・採決）
日程第２１　議案第 20 号　令和７年度相良村一般会計予算
（質疑）
日程第２２　議案第 21 号　令和７年度相良村国民健康保険特別会計予算
日程第２３　議案第 22 号　令和７年度相良村介護保険特別会計予算
日程第２４　議案第 23 号　令和７年度相良村後期高齢者医療特別会計予算
（質疑）
日程第２５　議案第 24 号　令和７年度相良村簡易水道事業会計予算
日程第２６　議案第 25 号　令和７年度相良村農業集落排水事業会計予算
（質疑）
日程第２７　議案第 26 号　相良村過疎地域持続的発展計画の変更に関し議会の議決を求めることについて
（質疑）
日程第２８　議案第 27 号　人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

（質疑）

日程第２９　議案第 28 号　工事請負契約の変更について
（質疑・討論・採決）

日程第３０　議案第 29 号　工事請負契約の変更について
（質疑・討論・採決）

日程第３１　議案第 30 号　工事請負契約の変更について
（質疑・討論・採決）

日程第３２　議案第 31 号　工事請負契約の変更について
（質疑・討論・採決）

日程第３３　同意第１号　相良村政治倫理審査会委員の同意について

日程第３４　同意第２号　相良村政治倫理審査会委員の同意について

日程第３５　同意第３号　相良村政治倫理審査会委員の同意について

日程第３６　同意第４号　相良村政治倫理審査会委員の同意について

日程第３７　同意第５号　相良村政治倫理審査会委員の同意について

日程第３８　同意第６号　相良村政治倫理審査会委員の同意について
（質疑・討論・採決）

日程第３９　諮問第１号　人権擁護委員候補者の推薦について
（質疑・討論・採決）

日程第４０　委員会付託　議案第２号から議案第１３号、議案第２０号から議案第２６号

散　会

２．出席議員は次のとおりである。（１０名）

１番　川　邊　一　徳　君	６番　西　本　巳喜男　君
２番　坂　田　朋　美　君	７番　髙　岡　重　盛　君
３番　永　田　博　人　君	８番　小　善　満　子　君
４番　徳　田　正　臣　君	９番　市　岡　智　惠　君
５番　中　村　重　道　君	１０番　黒　木　正　照　君

３．欠席議員は次のとおりである。（０名）

４．地方自治法第 121 条の規定により、説明のため出席したものの職氏名。（１０名）

村　　長	吉　松　啓　一　君	建設課長	大　土　手　寛　君
教　育　長	中　村　和　弘　君	教育課長	出　合　宏　光　君
総務課長	川　邊　俊　二　君	保健福祉課長	平　川　千　春　君
会計管理者	渋　谷　美佐江　君	農林振興課長兼農業委員会事務局長	倉　田　雅　弘　君
税務課長	平　田　智　博　君	企画商工課長	佐　竹　淑　子　君

５．本会議の書記

議会事務局長　　和　田　耕　君

開会　午前10時00分

―――――――――○―――――――――

○議長（黒木正照君）　おはようございます。全員出席でございます。ただいまから令和7年第2回相良村議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。

―――――――――○―――――――――

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（黒木正照君）　日程に従いまして、日程第１、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、2番、坂田朋美議員、

{「はい。」と、2番議員。}

3番、永田博人議員、

{「はい。」と、3番議員。}

を指名します。

―――――――――○―――――――――

日程第２　会期の決定

○議長（黒木正照君）　次に、日程第2、会期の決定の件を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月13日までの8日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月13日までの8日間に決定しました。

―――――――――○―――――――――

日程第３　議案第２号

○議長（黒木正照君）　次に、日程第3、議案第2号、相良村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長（吉松啓一君）　おはようございます。それでは議案第2号、相良村家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。今回の改正は、子ども子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、相良村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例の制定につきましてご提案するものでございます。改正の具体的内容につきましては、本条例は、従前より国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の規定に従い、引用した条文等をしているところでございますが、子ども子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令の公布に合わせて同基準を直接適用することとし、条例の全部を改正するものでございます。以上、議案第2号につきましてご説明申し上げましたが、内容ご審議の上ご決

定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（黒木正照君）　提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

―――――――――○―――――――――

日程第４　議案第３号

○議長（黒木正照君）　次に、日程第 4、議案第 3 号、相良村特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長（吉松啓一君）　それでは、議案第 3 号、相良村特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。今回の改正は、子ども子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、相良村特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例の制定につきまして、ご提案するものでございます。改正の具体的内容につきましては、本条例は、従前より国が定める特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準並びに特定子ども子育て施設等の運営に関する基準の規定に従い、引用した条文としているところでございますが、子ども子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令の公布に合わせて、同基準を直接適用することとし、条例の全部を改正するものでございます。以上、議案第 3 号につきましてご説明申し上げましたが、内容ご審議の上ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（黒木正照君）　提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

―――――――――○―――――――――

日程第５から日程第６　議案第４号から議案第５号

○議長（黒木正照君）　次に、日程第 5、議案第 4 号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第 6、議案第 5 号、相良村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とします。本案について、提案理由の説明を一括して求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長（吉松啓一君）　それでは、議案第 4 号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第 5 号、相良村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の

制定について、一括して提案理由をご説明申し上げます。まず初めに議案第４号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。今回の改正は一般職の職員の給与に関し、人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告に準じて、相良村一般職の職員の給与に関する条例を改正することに伴い、地方公務員法の一部を改正する法律の施行をに伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご提案するものでございます。改正の具体的内容につきましては、引用する条、番号を削るものでございます。次に、議案第５号、相良村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。今回の改正は議案第 4 号と同様に一般職の職員の給与に関する人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告に準じて、相良村一般職の職員の給与に関する条例の改正をすることに伴い、相良村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご提案するものでございます。改正の具体的内容につきましては引用する条、番号を削るものでございます。以上、議案第４号及び議案第５号につきまして一括してご説明申し上げましたが、内容ご審議の上ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（黒木正照君）　提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

―――――――――○―――――――――

日程第７　議案第６号

○議長（黒木正照君）　次に、日程第７、議案第６号、相良村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長（吉松啓一君）　それでは、それでは議案第６号、相良村職員の勤務時間、休憩等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。今回の改正は育児、休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部改正に伴い、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置を講ずる必要があるため、相良村職員の勤務時間、休憩等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご提案するものでございます。改正の具体的内容につきましては配偶者等の介護を必要とする状況に至った職員に対して仕事と介護の両立に対する制度または処置を知らせるとともに、介護休暇取得の意向確認や面談を行うこと、勤務環境の改善として研修の実施や相談体制の整備などの措置について定めるものでございます。以上、議案第６号につきましてご説明申し上げましたが、内容ご審議の上ご決定賜りますよう、よろしくお願い

申し上げます。

○議長（黒木正照君）　提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

―――――――――○―――――――――

日程第８　議案第７号

○議長（黒木正照君）　次に、日程第 8、議案第 7 号、相良村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

｛「はい、議長。」と、村長。｝

○村長（吉松啓一君）　それでは、議案第 7 号、相良村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。今回の改正は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律において、地方公務員の介護に関する休暇等が改正されたことに伴い、相良村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご提案するものでございます。改正の具体的な内容につきましては、引用する法律の条番号の改正でございます。以上、議案第 7 号につきましてご説明申し上げましたが、内容をご審議の上ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（黒木正照君）　提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

―――――――――○―――――――――

日程第９から日程第１０　議案第８号から議案第９号

○議長（黒木正照君）　次に、日程第 9、議案第 8 号、相良村議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第 10、議案第 9 号、相良村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とします。本案について提案理由の説明を一括して求めます。村長。

｛「はい、議長。」と、村長。｝

○村長（吉松啓一君）　それでは、議案第 8 号、相良村議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第 9 号 、相良村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、一括して提案理由をご説明申し上げます。まず初めに議案第 8 号、相良村議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。今回の改正は、昨今の物価高騰への対応や管内他町村議会議員の報酬月額に鑑み、相良村議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご提案するものでございます。改定する額につ

きましては、相良村特別職報酬等審議会の答申に基づき、本村を除く管内8町村の報酬月額を平均した額に改定するものでございます。次に、議案第9号、相良村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。今回の改正は、議案第8号と同様に、昨今の物価高騰への対応や管内他町村長等の給料月額に鑑み、相良村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご提案するものでございます。改定する額につきましては、相良村特別職報酬等審議会の答申に基づき、本村を除く管内8町村の給料月額を平均した額に改定するものでございます。以上、議案第8号及び議案第9号につきまして一括してご説明申し上げましたが、内容ご審議の上ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（黒木正照君）　提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「はい。」と、8番議員。}

はい、8番議員。

○８番（小善満子君）　8番議員、質疑いたします。議案第8号、相良村議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑いたします。なぜこの議案、議会議員の報酬についてですね。この物価高、村民が生活がとても苦しい中に、なぜ今なのかということでまず質問いたします。お願いします。

○議長（黒木正照君）　はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長（川邊俊二君）　おはようございます。総務課長、お答えいたします。提案理由でもご説明しましたとおり、世の中、物価高騰でございます。これまでの議員報酬、の推移、また、管内の町村の議員の報酬、そういったものを見比べまして、今回、議員改選前ですので、それに合わせまして、今回改定のほうをご提案させていただくところでございます。以上でございます。

○８番（小善満子君）　はい。

○議長（黒木正照君）　はい、8番議員。

○８番（小善満子君）　これはですね、この議会議員の報酬というのは、平成17年に10パーセント削減になりました。それからそのあとですね。23 年の始まりかもしれませんが、政務調査費がなくなりましたので、議会の議員の報酬を月額幾らということで上げまして、それを可決されて運用されましたが、平成23年3月1日に相良村議会議員の方が4名の方が上げたことについて不満があるということで、元に戻しました。ということで、それからずっとそのような状態が続いております。平成17年に10 パーセント削減したということで、球磨郡内では一番最低です。それはもう最低最低っていうのは皆さんもう重々でございまして、そして、その頃はものすごくもう活発な活動しよったんですよ。もう年間にも大分出ました。そういうような活発な活

動をする時に、このような議員報酬は削減されて最低だったのに、今なぜかということで私は不思議に思うんですが、今は、総務執行部につきましても、いろいろなことで、なかなか会議を開いていただかないということですよね。すべて議案についても、会議を開く暇がなかったということで、専決処分がとても多いです。だから会議がある時に、数をまとめて、まとめて何でも提案されるということですが、それは議会の議員の状態を考えて招集しなかったのかもしれませんが、私はそれに不満がありました。議会議員はいつでも出られるんですよ。招集してもらえばいつでも出られる。そういう体制を作っているのに、議会がある度にまとめて専決処分、専決処分っていうのはあってはならないんですよ。

○議長（黒木正照君）　8 番議員。

○８番（小善満子君）　本当は。いえ。いや、何ですか議長。

○議長（黒木正照君）　質疑をしてください。

○８番（小善満子君）　質疑たい。

○議長（黒木正照君）　いえ、

○８番（小善満子君）　これはですね、

○議長（黒木正照君）　質疑をしてください。

○８番（小善満子君）　そういうような議会活動があんまりできない。してないというのに報酬だけ上げるのはおかしいと思うんですよ。このことについて執行部としてはどのようなことで思ってますか。

○議長（黒木正照君）　それは質疑ですから、もう答えなくて結構です。それは質疑になってませんので、どうぞ質疑をしてください。この議案に対してです。

○８番（小善満子君）　そう。そしたらですね。

○議長（黒木正照君）　はい。

○８番（小善満子君）　そしたらですね質疑というか、私はこの議会議員報酬を上げることについては、やはり住民の苦しい立場を考えて、議会議員としては判断するのが、当たり前と思ってます。それも、みんなが報酬さえ上げればいいというようなものではないんですよ。だから、そういうようなことで、そしたらですね、あまりその実情を皆さんに知ってもらいたいので、このようにして、今、質問したわけで質疑の質問したわけでございます。みんなの考えはそのような感じです。本当に苦しいです。住民は苦しいです。報酬だけを上げるというようなことはしないほうがいいと私は思いますが、以上です。

○議長（黒木正照君）　・・・ですね、4 番議員、すみません。他にご質疑ありませんか。はい。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

―――――――――○―――――――――

日程第１１　議案第１０号

○議長（黒木正照君）　次に、日程第 11、議案第 10 号、相良村一般職の職員の給与に

関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長（吉松啓一君）　それでは、議案第 10 号、相良村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。今回の改正は、一般職の職員の給与に関し、人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告に準じた改正を行うため、相良村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご提案するものでございます。改正の具体的内容につきましては、配偶者の扶養手当の廃止や子に対する養育手当の額の増額、勤務手当の上限額の引き上げ、管理職特別勤務手当の対象勤務時間帯の変更及び 3 級以上の俸給月額、最低水準の引き上げに伴う給与表改正が主なものでございます。以上、議案第 10 号につきましてご説明申し上げましたが、内容ご審議の上ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（黒木正照君）　提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。はい、質疑ありませんので質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

―――――――――○―――――――――

日程第１２　議案第１１号

○議長（黒木正照君）　次に、日程第 12、議案第 11 号、相良村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長（吉松啓一君）　それでは、議案第 11 号、相良村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。今回の改正は文部科学省等が、昨今の民間の平均給与等の動向を踏まえＪＥＴプログラム参加者の報酬額の見直しを行うため、相良村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご提案するものでございます。改正の具体的内容につきましては、外国語指導助手の報酬月額の範囲を引き上げるものでございます。以上、議案第 11 号につきまして、ご説明申し上げましたが、内容ご審議の上ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（黒木正照君）　提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。はい、質疑ありませんので質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

―――――――――○―――――――――

日程第１３　議案第１２号

○議長（黒木正照君）　次に、日程第 13、議案第 12 号、相良村指定介護予防支援等の事

業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に関わる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長（吉松啓一君）　それでは、議案第 12 号、相良村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。今回の改正は、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、相良村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましてご提案するものでございます。改正の具体的な内容につきましては、介護保険法施行規則で規定されている地域包括支援センターの定義規定が改正されたことに伴い、項ずれが生じたため、本条例を改正するものでございます。以上、議案第 12 号につきましてご説明申し上げましたが、内容をご審議の上ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（黒木正照君）　提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

―――――――○―――――――

日程第１４　議案第１３号

○議長（黒木正照君）　次に、日程第 14、議案第 13 号、相良村地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長（吉松啓一君）　それでは、議案第 13 号、相良村包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。今回の改正は、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の省令の一部の改正に伴い、相良村地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご提案するものでございます。改正の具体的内容につきましては、地域包括支援センターの職員配置について、柔軟な職員配置を可能とするため職員の配置基準の見直しを行うものでございます。以上、議案第 13 号につきましてご説明申し上げましたが、内容ご審議の上ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（黒木正照君）　提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。はい。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終

わります。

―――――――――○―――――――――

日程第１５　議案第１４号

○議長（黒木正照君）　次に、日程第 15、議案第 14 号、令和 6 年度相良村一般会計補正予算第 7 号を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長（吉松啓一君）それでは、議案第 14 号、令和 6 年度相良村一般会計補正予算第 7 号につきましてご説明申し上げます。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億 7,851 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 43 億 5,083 万 4,000 円とするものでございます。それでは歳出の内容につきまして、79 ページ以降の歳出補正予算事項別明細書でご説明申し上げます。まず議会費関係では 262 万円の減額補正ですが、90 ページの議会費で、各種協議会の費用弁償のほか不用と見込まれる額の減額補正をお願いするものが主なものでございます。次に、総務費関係では 258 万 7,000 円の減額補正ですが、91 ページの総務管理費の一般管理費の積立金で、財政調整基金への積立金として 4,391 万 6,000 円の増額補正を、地域振興基金への積立金 500 万円の減額補正を、土地開発基金への繰出金として 216 万 3,000 円の増額補正を、92 ページの財産管理費で、庁舎電気料等として 30 万円の増額補正を、93 ページの企画費で、ふるさと応援寄付金謝礼 1,060 万円の減額補正を、ふるさと応援寄付金促進手数料として 500 万円の増額補正を、94 ページの四浦地区交流拠点整備事業基本計画策定等業務委託 275 万円、柳瀬広場整備事業基本計画策定と業務委託 308 万円の減額補正を、95 ページの電子計算機費で、標準化作業が令和 7 年度に変更となったことから、総合行政システム改修業務委託料 1,032 万 3,000 円を減額補正のほか、事業の実施に伴い、不用と見込まれる額の減額補正をお願いするものが主なものでございます。次に、民生費関係では 379 万円の減額補正ですが、99 ページの社会福祉の社会福祉総務費の繰出金で、介護給付費繰出金 211 万 3,000 円の減額補正を、100 ページの老人福祉の扶助費で措置単価の改定や入所者の入退所実績により、老人ホーム措置費として 200 万円の増額補正を、国民健康保険費で国民健康保険基盤安定化繰出金として 130 万円の増額補正を、101 ページの児童福祉費の児童措置費で、人事院勧告による公正価格の改正に伴い、子供のための教育保育給付費負担金として 470 万円の増額補正の他、事業の実施などに伴い不用と見込まれる額の減額補正をお願いするものが主なものでございます。次に、衛生費関係では、3,769 万 4,000 円の減額補正ですが、102 ページの保健衛生費の保健衛生総務費で、簡易水道特別会計への繰出金 920 万円の減額補正を、103 ページの予防費の委託料で新型コロナワクチン接種委託料 1,558 万 7,000 円の減額補正を、健康増進費で健康審査が、委託料 700 万円の減額補正の他、事業の実施などに伴い、不用と見込まれる額の減額補正をお願いするものが主なものでございます。次に、農林水産業

費関係では5,182万3,000円の減額補正ですが、108ページの農業農村整備事業費の委託料で換地等を調整業務委託料及び未相続地調査委託料1,272万円、水利施設整備業及び特定農業用管水路等特別対策事業負担金1,685万円の減額補正を、109ページの林業費の林業総務費で有害鳥獣捕獲報償金160万円の減額補正を、公有林整備事業費で基本財産造成事業手数料266万円の減額補正を、林道維持費で林道維持補修修繕料200万円の減額補正を、110ページの森林経営管理業務費で、林業用機械導入補助金及び森林整備支援補助金500万円の減額補正の他、事業の実施などに伴い不用と見込まれる額の減額補正をお願いするものが主なものでございます。次に、商工費関係では153万1,000円の減額補正ですが、事業の実施などに伴い不用と見込まれる額の減額補正をお願いするものが主なものでございます。次に土木費関係では1億1,536万5,000円の減額補正ですが、112ページの土木費の土木維持費で村道維持管理用賃借料410万円の減額補正を、113ページの道路新設改良費で村道清流川辺川線舗装改修工事は施工区間調整により1,450万円の減額補正を、橋梁新設改良では村道新村井沢線、新村橋、河川等災害復旧関連事業工事は大雨による被害対策及び資機材、損害等に対応した工事請負費として8,458万円の減額補正を、114ページの夫婦橋橋梁補修工事は、事業費確定により1,800万円の減額補正を、村道新村井沢線、新村橋、河川等、災害復旧関連事業工事付帯工事は工種追加に伴い、1,229万5,000円の増額補正をお願いするほか、事業の実施などに伴い不用と見込まれる額の減額補正をお願いするものが主なものでございます。次に消防費関係では5,040万6,000円の増額補正ですが、同じく114ページの消防費の非常備消防費、団員、年報酬及び出動報酬800万円、115ページの賃借料で、消防団第1分団第3部の詰所移転とコンテナリース代500万円の減額補正を、116ページの都市防災総合推進事業費で、避難路実施設計業務委託料として407万円の減額補正を、中央地区避難地造成工事、平原地区避難地造成工事及び十島新村地区避難地造成工事については、令和5年度繰越工事分に於いて、令和6年度内の工事完了が困難となった部分を改めて令和6年度予算として、施工するための工事請負費として6,378万2,000円の増額補正を、避難地及び避難路の用地購入費及び、建物等の補償費として544万9,000円の増額補正の他、事業の実施などに伴い不要と見込まれる額の減額補正をお願いするものが主なものでございます。次に、教育費関係では611万4,000円の減額補正ですが、118ページの中学校費で、学校管理費の役務費で、学校費施設管理手数料として16万6,000円の増額補正のほか、事業の実施などに伴い不用と見込まれる額の減額補正をお願いするものが主なものでございます。最後に災害復旧費関係では739万5,000円の減額補正ですが、121ページの農林水産施設災害復旧費の林業施設災害復旧費で、令和2年発生林道相良五木線災害復旧工事は、資材労務単価の高騰に伴い、164万2,000円の増額補正を、公共土木施設災害復旧費の道路橋梁災害復旧費で、令和2年発生、村道新村井沢線新村橋橋梁災害復旧工事は、令和4年度工事繰越事業分として施工した884万7,000円の減

額補正のほか、事業の実施などに伴い、不用と見込まれる額の減額補正をお願いするものが主なものでございます。これらの歳出の財源といたしまして 78 ページ以降の歳入補正予算事項別明細書のとおりですが、分担金及び負担金使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、寄附金及び村債を減額し、村税、財産収入、繰入金及び諸収入をもって充てるものでございます。また、76 ページには、地方自治法第 213 条第 1 項の規定による繰越明許費としまして、令和 6 年度中に事業の完了が困難と見込まれます 14 事業、5 億 7,224 万 7,000 円を、77 ページには、第 3 地方債補正におきまして、村道整備事業のほか、5 事業において、事業量の減少に伴います限度額の変更及び廃止につきましても併せてお願いするものでございます。以上、議案第 14 号、令和 6 年度相良村一般会計補正予算第 7 号につきましてご説明申し上げましたが、内容ご審議の上ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（黒木正照君）　提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「はい。」と、8 番議員。}

はい、8 番議員。

○８番（小善満子君）　8 番議員、質問いたします。令和 6 年度相良村一般会計補正予算第 73 号のページ、8 ページの第 2 表、繰越明許費です。繰越明許費で 6－1 の商工費の物価高騰支援商品券交付事業ということで、4,148 万 4,000 円を繰越しておりますが、この物価高で、住民の方から私は何遍も質問を受けました。1 万円の交付金は、いつ頃もらえるんですかねということでしたが、ここに繰越してありますので、この繰越した理由は、以前、聞いたかもしれませんけれども、なぜ繰越しないといけなかったのかということをまず質問いたします。

○議長（黒木正照君）　はい、企画商工課長。

{「はい。」と、企画商工課長。}

○企画商工課長（佐竹淑子君）　おはようございます。企画商工課長、お答えいたします。商品券の発行につきましては、補正で計上させていただきまして、現在、商工会のほうと業務委託の締結を結んだところです。この事業につきましては、商品券の印刷とあと商工会との打ち合わせで、今、進めているところですけども、基準日としましては、3 月、4 月が異動の多い時期で、ある程度確定するのが 4 月末ということで、基準日を 4 月末に設けさせていただいております。その関係で、使用期間につきましては、それから印刷等含めまして、7 月 1 日から年末の 12 月 31 日までとさせていただいているところです。以上、お答えします。

○８番（小善満子君）　はい。

○議長（黒木正照君）　はい、8 番議員。

○８番（小善満子君）　今の本当に物価高で住民の方は生活が苦しいということで、この 1 万円をもう楽しみに持ってらっしゃるんですよ。だから、私はもう買い物に行った

ときに、住民の方と会った時に、あれ、予算も通ったと。なぜ、そのいつ交付していただくのだろうかと、もう楽しみに待ってらっしゃるんですよ。それだけ住民は生活が苦しいというような実情をやはりしって欲しいなと思いまして質問いたしました。それから 25 ページの企画の報償費の報償金で 1,060 万円減額してますね。でしょ。25 ページ。報償費、証拠報償金が 1,060 万減額ですね。それと手数料、役務費の 500 万円を増額しています。この 2 つについて、それと、まずこれが 1 件。それから 33 ページの児童措置費の中の負担金及び交付金で、負担金が 4,700 万円増額しています。それから 45 ページの 7、3、5、14、工事費、これは、詳細ね、この前の協議会があった時に、建設課長から詳しく説明いただきましたけれども、こういうとこにマイナスの 8,458 万円というようなことになっておりますので、その理由をやはりここで議場で述べて欲しいと思います。それと 46 ページ、消防費の非常備、報償費、報酬ですが、800 万円も減額してるんですよ。なぜその 800 万円減額する金額が大きいもんですから、その理由をおっしゃってください。そのことについて、その何点についてお尋ねします。よろしくお願いします。

○議長（黒木正照君） はい、企画商工課長。

{「はい。」と、企画商工課長。}

○企画商工課長（佐竹淑子君） 企画商工課長、お答えします。ふるさと応援寄附金の謝礼なんですけれども、こちらは村内における返礼品の係り表になっております。こちらにつきましては、実績見込みによる減額となっておりますが、近年、定期便のほうが増加しておりまして、その関係で返礼品のほうがちょっと減っております。その関係で減額しております。また、手数料につきましては、振込手数料、あとワンストップの申請等にかかる費用になってきておりますけれども、ワンストップの申請が最近定着しておりまして、その申請件数が増えてきておりますので、それに伴うものになります。以上、お答えします。

○議長（黒木正照君） はい、保健福祉課長。

{「はい。」と、保健福祉課長。}

○保健福祉課長（平川千春君） おはようございます。保健福祉課長、お答えいたします。先ほどの質問でタブレットでは 101 ページになります。民生費、児童福祉費の子どものための教育保育給付費負担金ですが、こちら 470 万円の増額補正をさせていただいております。これは人事院勧告によりまして、公定価格、保育単価のほうの見直しがございまして、その分での増額となっております。以上、お答えいたします。

○議長（黒木正照君） はい、建設課長。

{「はい。」と、建設課長。}

○建設課長（大土手寛君） おはようございます。建設課長、お答えいたします。タブレットでは 113 ページになります。橋梁新設改良費の工事請負費で、8,458 万円の減額となっておりますが、工事の概要といたしましては、令和 6 年 2 月 21 日、それから

3 月 24 日の大雨に伴います施工ヤード、コルゲート管も含みますが、それの設置、被害対応、それから資機材の損害等に対応するための工事となっております。実際、業者の方も頑張っていただきまして、概ね予定通り工事をすることができました。実際、この金額につきましては、契約額を含む予算額に対しまして、事業実績に伴います減額というところになります。以上、お答えいたします。

○議長（黒木正照君）　はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長（川邊俊二君）　総務課長、お答えいたします。消防費の非常備消防費、今回、団員報酬800万円減額させていただいておりますが、ここには団員の1年間の報酬と、あとは消防活動、災害があった時の出動に対する報酬、こちらのほうを計上しています。今年は、今までで 19 回の消防出動がございましたけれども、予定よりも少なかったというところで、今回、減額をしているところでございます。以上でございます。

○議長（黒木正照君）　はい。

○８番（小善満子君）　以上で終わります。

○議長（黒木正照君）　他にご質疑ありませんか。

{「はい。」と、4 番議員。}

はい、4 番議員。

○４番（徳田正臣君）　はい。幾つかあるんですが、1 つだけちょっと質疑、質疑ですね、いたします。タブレットで 116 ページですが、節の 14、16、21 これについて、かなり補正で金額大きいです。このあたりの特に工事費が上がってる 3 か所についての進捗状況と、この予算が工事的にどういった内容のものなのか、改めて話は一応聞いてるところでありますが、この議会の場で、もうちょっと詳しく説明をしていただきたいと思っております。建設課長、お願いします。こりゃ消防だよな。総務課長。

○議長（黒木正照君）　はい、総務課長。

○４番（徳田正臣君）　はい、すみません。総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長（川邊俊二君）　総務課長、お答えいたします。まず、都市防災総合推進事業、14 の工事請負費、今回、中央地区の避難地の造成工事。こちらが 563 万 2,000 円、平原地区避難地整備工事、こちらが 4,446 万円。次が十島新村地区の避難地造成工事、こちらが 1,369 万の増額ということでお願いをしているところでございます。この都市防災総合推進事業につきましては、現在、十島地区、十島新村地区の避難地の造成工事、それと同じく建築工事。平原地区の避難地の整備工事。中央地区の避難地の造成工事。中央地区避難地の建築工事のほうを実施しております。その中で、すみません。この工事につきましては、予算が令和 5 年度からの繰越工事となっております。今、申し上げました工事の中で、年度内に完了が困難と見込まれるものにつきましてが、十島新村地区の避難地の造成工事、それと平原地区の避難地の整備工事と中央地

区の避難地の造成工事の 3 つでございます。まず十島新村地区の避難地の造成工事につきましては、同じ場所で工事を発注しています。建築工事。特に、大屋根、トイレの完成が年度末になるというところで、こちらの工事が完成しないと舗装工事等ができないという部分が発生しております。次に平原地区の避難地整備工事のほうですが、こちらは周囲をＬ型擁壁等を設置しておりますが、この県の建築確認等に期間を要しまして、これにつきましても年度内に完了は困難というところでなっております。最後に中央地区避難地の整備工事、こちらも十島新村と同様にトイレ工事等が完成しないと舗装工事等ができないというところでできなくて年度内の工事完成が困難な状況というところでございます。それぞれの事業につきましては、年度を越えまして、繰越させていただきましたら、6 月ぐらいには完成するという見込みでございます。金額につきましては事業がそのまま令和 7 年度に繰越工事できませんので、改めて令和 6 年度で予算立てをさせていただき、工事のほうを令和 7 年度で繰越いただくというふうに考えているところでございます。説明については以上でございます。

○議長（黒木正照君）　はい、4 番議員。

○４番（徳田正臣君）　はい、議長。はい、課長、工事請負費について思ったよりもシンプルな説明だったと思うんですが、節の 16、21 公有財産購入費とちょっと補償金についてのちょっと説明をもうちょっと踏み込んでしてもらいたいっていうのと、それと私も工事請負費、14 の工事請負費のほうは現地を見ておりますが、特に平原地区の避難路整備工事請負費について、あそこに 1－3 の詰所っていうのは予定通りあそこに置かれるということで話もついてる。了解してよろしいですね。

{「はい。」と、総務課長。}

そこでもう 1 回ちょっとそこのところ含めて 16、21 のほうも説明願います。

○議長（黒木正照君）　はい、建設課長。

{「はい。」と、建設課長。}

○建設課長（大土手寛君）　建設課長、お答えいたします。タブレットのページ、116 ページの消防費の都市防災総合推進事業費の 16、公有財産購入費の内訳ですけれども、まず、内容といたしましては、中央地区の避難路にかかります山林、約 522 平米の土地購入にかかる不足分 10 万円を増額及び、今後、総務課の永江の避難地とか、避難路整備に係る土捨場を整備するために柳瀬地区に予定を考えております山林原野等の 2,200 平米ほどの山林の購入費の不足額 87 万円及び、総務課が実施しています永江の避難地、ここが 136 万 2,000 円不足しております。トータル 233 万 2,000 円の増額を今回、計上をお願いしているところでございます。次に、補償金ですけれども、補償金につきましては、すみません。中央地区の避難路で建物が 1 件追加、それから立木補償が 3 件、これの不足額が 310 万円。その他、総務課の永江避難地の不足額 1 万 7,000 円につきまして、トータル 311 万 7,000 円。用地調査の実績に基づきまして、不足額を、今回、増額として計上させていただくものとなっております。以上、お答

えいたします。

○４番（徳田正臣君）　はい。はい、議長。

○議長（黒木正照君）　はい、4番議員。

○４番（徳田正臣君）　はい、すみません。これはもう建設課のほうでしたよね。わかりました。それでもう1回、工事費の平原地区の避難整備の件ですけど、区長班長と共に嵩上げした部分のコミュニティセンターと 1-3 の詰所の件についての説明を受けたわけですが、詰所から見た場合に、出動する時の、何て言うの動線っていうのが、詰所を出て右に曲がってぐいいと行っておいて、こう行って、すみません。右行って、左行って、右行ってという。ギャンギャンじゃわからんですかねという説明を受けたんですが、それはもうあそこに造る以上は、2メートルのレベル、嵩上げした以上が詰所からの積載車の動きっていうのは、変わらんとですか。ちょっと何か改善か何かされたんですかね。ちょっとそこんとこ気になるもんで、総務課長、ちょっとお願いします。

○議長（黒木正照君）　はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長（川邊俊二君）　総務課長、お答えいたします。道路につきましては、新しく、今、村道計画がございますけども、そちらのほうに繋がって、そこから出るという形なります。なので、どうしても曲がってしまうと。既存の道路じゃなくて、新しくできる計画されてるほうの道路に繋がると。高低差がありますので、そこまで繋げるのにそれなりの坂になってしまうというところでございす。

○４番（徳田正臣君）　真っ直ぐじゃなかですよね。消防詰所からは、

○総務課長（川邊俊二君）　そうですね、高低差がありますので、

○４番（徳田正臣君）　当初と同じ、

○総務課長（川邊俊二君）　当初と同じでございます。

○４番（徳田正臣君）　ですね。はい、わかりました。はい。質疑ですから。それと議長、ちょっと1つだけいいですか。

○議長（黒木正照君）　はい。

○４番（徳田正臣君）　もう一言で終わります。

○議長（黒木正照君）　はい。

○４番（徳田正臣君）　質疑じゃないので、すみません。前の全協でも総務課長にお願いしましたけど、事業が何なのか、平原地区でもわからんっていう、ビルが建つとじゃろっていう方いらっしゃいますので、しつこいようですけど、どういった事業をするのかということを村民の方にちょっと広報していただければなと思っております。はい、以上です。

○議長（黒木正照君）　他にご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発

言を許します。

{「はい。」と、4番議員。}

はい、4番議員。

○４番（徳田正臣君） はい、議長、反対の立場で討論させていただきます。この補正予算、この時期の補正予算に関して言ったらそれはもう年度末ですから、三角、予算を落とされるのはわかるんですが、かなり今の現在の村民の目から見ても、私どもから見ても、職員の方、非常に頑張ってらっしゃるんですよね。それが見えてくる。でもその頑張ってらっしゃるっていうのが、職員の組織としてのマンパワーを超えたか、かなり厳しい状態の中での事業をされてんじゃないかと。それは一応ここで置いといて、この令和2年の豪雨災害以降のこの人吉球磨の建設業界の状況、資材の問題とか含めた場合に、村長がやろうとするやる気は大事だと思うんですが、あれもやる、これもやるっていうことを言いすぎて、予算出されて、事業化されるのが多すぎて、上げたり出したり上げたり出したり、出したりじゃなくて上げたり、落としたり上げたり落としたりする金額、特に土木関係の工事費の補充が非常に多い。もうちょっと職員の負担とか、この人吉球磨の建設業界の状況、企業の受注業者の能力もお考え、十分ご存じでしょうからそこんところ、考えられてもうちょっと私は事業化する時には、予算上げる時にはもうちょっと年次計画立てて計画的にやはり事業を考えてもらいたいというメッセージを持って、この補正予算には反対したいと思ってます。中身は本当に必要なことあるのわかりますけど、そういう趣旨での反対でございます。以上です。

○議長（黒木正照君） はい。次に、議案に賛成者の発言を許します。次に原案に反対者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第14号、令和6年度相良村一般会計補正予算第7号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第14号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立多数です。したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。ここで暫時休憩といたします。再開は11時15分とします。

―――――――○―――――――

休憩　午前11時02分

再開　午前11時15分

―――――――○―――――――

日程第１６　議案第１５号

○議長（黒木正照君） 休憩前に引き続き会議を開きます。次に、日程第16、議案第15号、令和6年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第4号から日程第20、議案第19号、令和6年度相良村後期高齢者医療特別会計補正予算第3号までを一括議題と

します。本案について提案理由の説明を一括して求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長（吉松啓一君） それでは、議案第 15 号、令和 6 年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第 4 号から議案第 19 号、令和 6 年度相良村後期高齢者医療特別会計補正予算第 3 号までについて一括して提案理由をご説明申し上げます。初めに議案第 15 号、令和 6 年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第 4 号についてご説明申し上げます。今回の補正は既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,114 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 3,054 万円とするものでございます。補正の内容としましては、128 ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明申し上げますが、まず、歳出につきましては、132 ページの保険給付費の療養諸費で、給付実績見込みにより、療養給付費負担金 1,000 万円の減額補正を、葬祭費で、実績見込みにより 4 万円の増額補正を、国民健康保険事業費納付金の医療給付費分、後期高齢者支援金分、133 ページの介護納付金分については、特定財源の減額に伴う財源組替を、保険事業費の特定健康診査等事業費で、実績見込みにより、健診等委託料 100 万円の減額補正のほか、事業の実施などに伴い、不用と見込まれる額の減額補正をお願いするのが主なものでございます。歳入につきましては、130 ページから計上しておりますが、保険税、県支出金及び繰入金を減額し、国庫支出金、繰越金及び諸収入をもって充てるものでございます。次に、議案第 16 号、令和 6 年度相良村簡易水道特別会計補正予算第 4 号についてご説明申し上げます。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 1,160 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 3,995 万 5,000 円とするものでございます。補正の内容としましては、140 ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明申し上げます。まず、歳出につきましては 143 ページの簡易水道事業費の施設管理費で、施設電気料として 30 万円の増額補正を、水質検査委託料 109 万円の減額補正を、簡易水道事業費で、大谷地区簡易水道施設整備測量設計業務委託料 1,027 万円の減額補正を、144 ページの公債費の利子で、借入利率確定に伴い 7 万円の増額補正をお願いするほか、事業の実施などに伴い、不用と見込まれる額の減額補正をお願いするのが主なものでございます。歳入につきましては 142 ページに計上しておりますが、水道使用料、国庫支出金、一般会計からの繰入金及び村債を減額し、水道検査手数料をもって充てるものでございます。また、139 ページの地方債補正におきましては、事業量の減少に伴います限度額の変更につきましても、併せてお願いするものでございます。次に、議案第 17 号、令和 6 年度相良村農業集落排水特別会計補正予算第 5 号 についてご説明申し上げます。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 1,711 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 4,952 万 2,000 円とするものでございます。補正の内容としましては、152 ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明申し上げます。まず、歳出につきまし

ては、155 ページの農業集落排水事業費の施設管理費で、施設電気料として 40 万円の増額補正を、農業集落排水施設整備事業実施設計業務委託 101 万円、公共桝設置工事及び中四浦地区農業集落排水施設更新工事請負費 1,499 万 2,000 円の減額補正を、156 ページの公債費の利子で借入利率確定に伴い 8 万円の増額補正をお願いするほか、事業の実施などに伴い、不用と見込まれる額の減額補正をお願いするものが主なものでございます。歳入につきましては、154 ページに計上しておりますが、使用料、繰入金、県支出金、村債及び国庫支出金を減額し、負担金をもって充てるものでございます。また、150 ページでは、地方自治法第 213 条第 1 項の規定による繰越明許費としまして、令和 6 年度中に事業の完了が困難と見込まれます中四浦地区農業集落排水施設更新事業 2 億 5,960 万 8,000 円を、151 ページの地方債補正におきましては、事業量の減少に伴います限度額の変更につきましても併せてお願いするものでございます。次に、議案第 18 号、令和 6 年度相良村介護保険特別会計補正予算第 3 号についてご説明申し上げます。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 260 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 8,894 万 7,000 円とするものでございます。補正の内容としましては、162 ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明申し上げます。まず、歳出につきましては、167 ページ総務費の総務管理費で、介護保険制度改正に伴うシステム改修委託料として 20 万 1,000 円の増額補正を、保険給付費の介護サービス等諸費で、サービス利用者の実績見込みにより、施設介護サービス給付負担金として 100 万円、地域密着型サービス給付費負担金として 100 万円の増額補正を、高額介護サービス等費で、高額介護サービス給付負担金として 100 万円の増額補正を、地域支援事業費の包括的支援事業及び任意事業費で、緊急通報体制整備事業 60 万 5,000 円の減額補正などをお願いするのが主なものでございます。歳入につきましては 164 ページから計上しておりますが、保険料、支払基金交付金、県支出金、財産収入及び繰入金を減額し、使用料及び手数料、国庫支出金、繰越金及び諸収入をもって充てるものでございます。最後に、議案第 19 号、令和 6 年度相良村後期高齢者医療特別会計補正予算第 3 号について、ご説明申し上げます。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 320 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,210 万 9,000 円とするものでございます。補正の内容としましては、173 ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明申し上げます。まず、歳出につきましては、176 ページの後期高齢者医療広域連合会納付金で、徴収実績見込みにより、被保険者保険料負担金 320 万 8,000 円の減額補正をお願いするものでございます。歳入につきましては、175 ページに計上しておりますが、保険料を減額するものでございます。以上、議案第 15 号から議案第 19 号までを、一括してご説明申し上げましたが、内容ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（黒木正照君） 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質

疑ありませんか。

{「はい。」と、1番議員。}

はい、1番議員。

○１番(川邊一徳君)　1番、川邊です。簡易水道特別会計の143ページなんですけれども、ただいま村長の説明の中で一番下の項目の簡易水道の施設整備1,027万円が減額ということですけれども、大谷地区っていうことでしたけれども、予定では令和6年測量して、令和7年工事して、令和8年給水開始っていうような説明だったかなと思うんですけれども、これについてお尋ねいたします。

○議長(黒木正照君)　はい、建設課長。

{「はい。」と、建設課長。}

○建設課長(大土手寛君)　建設課長、お答えいたします。タブレット143ページの委託料のまず内訳といたしましては、大谷地区の水道施設整備の測量設計業務、これの入札をいたしました見積入札差額が484万円。それとあと1つございまして、四浦の田代地区の簡易水道の浄水施設、ろ過施設になりますけれども、これを追加設計するという業務があります。これの入札、見積入札差額が543万円、合計の1,027万円の不用額というところで今回、減額するものでございます。質問の中にもございましたとおり、大谷地区の編入の事業につきましては現在、進めているところでございまして予定通り、令和9年度をめどに竣工を目指して事業を進めているところでございます。以上、お答えいたします。

○１番(川邊一徳君)　はい、議長。

○議長(黒木正照君)　はい、1番議員。

○１番(川邊一徳君)　はい、理解しました。

○議長(黒木正照君)　他にご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第15号、令和6年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第4号から議案第19号、令和6年度相良村後期高齢者医療特別会計補正予算第3号までを採決します。この採決は起立によって行います。初めに議案第15号、令和6年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第4号を採決します。議案第15号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

―――――――○―――――――

○議長(黒木正照君)　次に、議案第16号、令和6年度相良村簡易水道特別会計補正予算第4号を採決します。議案第16号については、原案のとおり決定することに賛成

の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

―――――――――○―――――――――

○議長(黒木正照君)　次に、議案第17号、令和6年度相良村農業集落排水特別会計補正予算第5号を採決します。議案第17号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

―――――――――○―――――――――

○議長(黒木正照君)　次に、議案第18号、令和6年度相良村介護保険特別会計補正予算第3号を採決します。議案第18号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

―――――――――○―――――――――

○議長(黒木正照君)　次に、議案第19号、令和6年度相良村後期高齢者医療特別会計補正予算第3号を採決します。議案第19号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

―――――――――○―――――――――

日程第２１　議案第２０号

○議長(黒木正照君)　次に、日程第21、議案第20号、令和7年度相良村一般会計予算を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君)　それでは、議案第20号、令和7年度相良村一般会計予算についてご説明申し上げます。本村は、これまで令和2年7月豪雨の被災後、スピード感を持って被災者の生活再建支援やインフラの復旧事業を進めて参りました。現在、避難地・避難路の整備や川辺川魅力創造事業など、創造的復興に向けての取り組みが本格化して参りました。引き続き、総合計画、復興計画及び復興村づくり計画などに基づき、きめ細かに、かつ迅速に事業を進めるとともに、令和4年10月に熊本県に提案しました相良村振興策についても着実に取り組んでいく必要があります。以上のようなことから、令和7年度相良村一般会計予算の歳入歳出予算の総額は、前年度の骨格予算との比較となりますが、額にして22億9,672万3,000円、率にして66.4パーセント増の57億5,505万8,000円と定めたところでございます。まず、歳出全体を性

質別で申し上げますと、人件費、扶助費、公債費の義務的経費は、総額 15 億 1,755 万 3,000 円、構成比 26.4 パーセント、前年度と比較して、率マイナス 15.9 パーセントです。額においては 5,402 万円の増額でございます。また、義務的経費以外の物件費、維持補修費、負担金及び補助金、繰出金などの経常経費は、総額 15 億 2,275 万 2,000 円、構成比 26.5 パーセント、前年度と比較して、率にしてプラス 17 パーセントで、額においては 2 億 2,091 万 4,000 円の増額でございます。それでは、歳出の主な内容につきまして、187 ページ以降の歳出予算事項別明細書でご説明致します。まず、議会費関係では、6,052 万 2,000 円で、構成比 1 パーセント、対前年度比 753 万 8,000 円の増額となっております。主なものとしましては、208 ページ、議会中継システム運用保守委託料として 211 万 2,000 円などをお願いするのが主なものでございます。次に、総務費関係では、11 億 7,063 万 2,000 円で、構成比で 20.3 パーセント、対前年度比 4 億 6,369 万 7,000 円の増額となっております。主なものとしましては、総務管理費の一般管理費で、212 ページ、区長及び班長への行政業務委託料として 1,281 万円、213 ページで、防犯カメラ賃借料として 152 万 8,000 円、214 ページのふるさと寄附金を積み立てる地域振興基金への積立金として 7,000 万円を、215 ページの会計管理費で、公金取扱手数料として 436 万 5,000 円を、財産管理費で、216 ページ、庁舎警備などの委託として 645 万 7,000 円を、企画費で、219 ページ、ふるさと応援寄附金の謝礼として 3,150 万円、220 ページ、ふるさと応援寄附金促進手数料として 1,400 万円、川辺川流域振興プラン更新等業務委託料として 3,000 万円、221 ページ、地方路線バス補助金として 5,438 万 2,000 円、くま川鉄道への経営安定化及び災害復旧分の補助金として 1,506 万 3,000 円、移住定住促進事業補助金として 1,570 万円を、223 ページの電子計算費で、職員が業務に使用するパソコン機器システム等の委託料として 3,727 万 3,000 円、224 ページの総合行政システム等の使用料及び機器リース料として 6,008 万 8,000 円を、情報通信施設管理費で、226 ページ、情報通信施設保守管理及びインターネット接続業務等の委託料として 1,320 万 6,000 円、映像系通信施設の更新工事請負費として 4,950 万円、インターネットの民営化に向けた情報通信施設高度化事業補助金として 2 億 7,700 万円を、徴税費の税務総務費で、227 ページ、定額減税補足給付金システム改修業務委託料として 170 万 3,000 円を、228 ページの賦課徴収費で、土地評価鑑定業務委託料として 295 万 9,000 円を、住民基本台帳費で、231 ページ、戸籍総合システムソフト使用料、住基ネットワークシステム及び戸籍総合システム保守並びに改修委託料として 1,178 万 6,000 円を、233 ページの選挙費の参議院議員選挙費として 573 万 5,000 円を、234 ページの相良村議会議員選挙費として 1,197 万 1,000 円などをお願いするのが主なものでございます。次に、民生費関係では、9 億 2,084 万円で、構成比で 16 パーセント、対前年度 4,016 万 3,000 円の増額となっております。主なものとしましては、社会福祉費の社会福祉総務費で、 240 ページ、高齢者等のふれあい訪問員事業等委託料として 509 万 4,000

円、住民の複雑化・複合化した支援ニーズの包括的な支援体制づくりのための重層的支援体制整備事業移行準備事業委託料として527万9,000円、相良村社会福祉協議会への運営補助金として799万3,000円、介護保険特別会計への繰出金として1億1,976万1,000円を、241ページの老人福祉費で、一次予防事業委託料及び配食サービス事業などの委託料として917万8,000円、242ページ、老人ホーム措置費として2,820万円を、障害者福祉費で、244ページ、障害福祉サービスへの扶助費として1億7,027万4,000円を、245ページの国民健康保険費で、国民健康保険特別会計への繰出金として3,676万7,000円を、後期高齢者医療事業費で、246ページ、療養給付費等負担金として8,037万7,000円、後期高齢者医療特別会計への繰出金として2,701万円を、児童福祉費の児童福祉総務費で、248ページ、学童保育実施に伴う放課後児童健全育成事業補助金として1,334万9,000円、障害福祉サービス費として3,600万円を、児童措置費で、子どものための教育・保育給付費負担金として1億8,272万円、保育に係る補助金として1,512万3,000円、249ページ、児童手当及び副食費給付費等に係る扶助費として9,040万円などをお願いするのが主なものでございます。次に、衛生費関係では、3億4,323万3,000円で、構成比6パーセント、対前年度7,530万円の増額となっております。主なものとしましては、保健衛生費の保健衛生総務費で、251ページ、妊婦健康診査委託料として236万2,000円、健康管理システム改修費として583万円、252ページ、子ども医療費を助成するための扶助費として1,920万円、253ページ、簡易水道事業会計への繰出金として7,689万5,000円を、予防費で、254ページ、予防接種委託料として4,928万円を、健康増進費で、255ページ、人間ドックやがん検診等の各種健康審査委託料として2,495万8,000円を、257ページの清掃費の塵介・し尿処理費で、ごみ収集委託料として976万8,000円、人吉球磨広域行政組合へのごみ・し尿処理負担金として8,179万1,000円などをお願いするものが主なものでございます。次に、農林水産業費関係では6億5,405万円で、構成比11.4パーセント、対前年度3億4,372万9,000円の増額となっております。主なものとしましては、農業費の農業振興費で、261ページ、茶・果樹等苗購入のほか、農業振興に関する補助金として1,175万8,000円を、262ページの畜産業費で、酪農ヘルパー利用のほか畜産業振興に関する補助金として339万3,000円を、263ページの構造改善センター管理費で、柳瀬及び川辺の2施設の管理費などとして342万1,000円を、264ページの農業振興地域整備費で、農業振興地域整備計画策定業務委料として４６３万円を、265ページの農業経営基盤強化促進対策事業費で、担い手育成支援協議会の運営費のほか農業経営体や農業機械の共同利用等に対する補助金として1,195万円を、266ページの農村総合整備事業費で、農業集落排水事業会計への繰出金として1億3,321万8,000円を、中山間地域等直接支払事業費で、267ページ、四浦3地区に対する直接支払事業補助金として191万円を、温泉施設管理費で、茶湯里施設修繕等として1,300万円、茶湯里施設及び設備等維持管理計画策定業務委託として352万円、

茶湯里施設整備等補助金として680万円を、農業農村整備事業費で、268ページ、高原地区の基盤整備に係る未相続地相続調査委託料、朝迫地区の事業計画策定業務委託料及び並木野から井沢地区における経営体育成等促進計画・営農計画作成業務委託料として2,121万9,000円、水利施設整備事業、特定農業用管水路等特別対策事業及び農業競争力強化農地整備事業等の負担金として5,081万6,000円を、269ページの多面的機能支払交付金事業費で、地域の共同活動や資質向上を図る活動を支援する多面的機能支払交付金事業補助金として3,475万1,000円を、生産調整対策推進事業費で、地域農業再生協議会が行う経営所得安定対策の円滑な推進に必要な経営所得安定対策等推進事業費補助金として321万5,000円を、270ページの林業費の林業総務費で、サル、シカ、イノシシ、カラスに対する有害鳥獣捕獲報償金として1,223万円を、林道維持費で、273ページ、林道橋梁補修詳細設計業務委託料として2,630万円、林道橋梁補修工事請負費として1,820万円を、林業総合センター管理費で、施設管理に係る費用として151万5,000円を、森林経営管理事業費で、275ページ、林業従事者の安全装置導入支援のほか林業振興に対する補助金として937万3,000円を、森林管理道開設事業費で、四浦西線の開設に係る負担金として1,840万円、276ページの水産業費の水産業振興費で、鮎等中間育成施設整備に対する補助金として1億4,759万5,000円などをお願いするのが主なものでございます。次に、商工費関係では6億5,695万円で、構成比で11.4パーセント、対前年度6億4,570万6,000円の増額となっております。主なものとしましては、277ページの商工費の商工業振興費で、企業誘致支援業務委託料として110万円、278ページ、商工業振興補助金として450万円を、観光費で、相良村観光事業委託料として550万円、279ページ、さがら産業文化祭運営補助金として1,000万円を、交流拠点施設整備事業費で、廻り地区拠点施設整備関係業務委託料、遊水地等利活用事業詳細設計業務委託料及び、280ページ、四浦地区交流拠点整備事業詳細設計業務委託料として1億874万5,000円、廻地区拠点施設整備関係工事請負費として5億1,087万円などをお願いするのが主なものでございます。次に、土木費関係では、5億7,811万5,000円で、構成比10パーセント、対前年度3億334万円の増額となっております。主なものとしまして、土木管理費の土木総務費で、281ページ、単県改良事業負担金として1,155万円を、282ページの道路橋梁費の道路維持費で、村道維持管理作業業務委託料として1,655万円を、道路新設改良費で、284ページ、村道深水野原線のほか3路線の設計業務委託料として3,500万円、村道平原十島線のほか3路線の道路改良等の工事請負費として1億1,480万円、村道井沢線道路改良事業に伴う土地購入費として800万円、285ページ、村道平原十島線及び村道井沢線道路改良事業に伴う建物補償などとして4,020万円を、橋梁維持費で、橋梁詳細点検業務委託料として3,500万円を、橋梁新設改良費で、夫婦橋橋梁補修工事請負費として4,500万円を、住宅費の住宅建設費で、287ページ、柳瀬沖原に建設予定の地域優良賃貸住宅4戸の建設工事請負費として1億8,000万円な

どをお願いするのが主なものでございます。次に、消防費関係では、3億8,921万円で、構成比 は6.8パーセント、対前年度5,784万2,000円の増額となっております。主なものとしましては、消防費の消防総務費で、人吉下球磨消防組合への負担金として1億3,971万2,000円を、非常備消防費で、消防団員への年報酬及び出動報酬として1,934万3,000円、290ページの消防自動車管理費で、経年老朽化した消防積載車の機能向上のための消防積載車1台の更新購入費用として406万7,000円を、防災対策費で、291ページ、防災行政無線等保守点検委託料として744万円を、292ページの都市総合防災推進事業費で、十島・新村地区及び中央地区の避難路工事請負費として1億7,225万円などをお願いするのが主なものでございます。次に、教育費関係では、4億346万9,000円で、構成比は7パーセント、対前年度1億5,925万3,000円の増額となっております。主なものとしましては、教育総務費の事務局費で、296ページ、スクールバス運行及び給食運搬委託料として1,109万7,000円、スクールソーシャルワーカー委託料として168万9,000円を、298ページの小学校費の学校管理費で、北小学校補助教諭及び事務補助員の報酬として394万1,000円、南小学校の特別支援教育支援員4名分の報酬として864万7,000円、299ページ、南北小学校の教材・学校管理用消耗品購入代として404万6,000円、300ページ、南北小学校の電気及び上下水道料として1,061万3,000円、301ページ、北小学校の図書司書の委託料として314万9,000円、南小学校の用務員及び図書司書の委託料として642万3,000円、南北小学校ICT支援業務委託料として533万4,000円、302ページ、 南北小学校学習教材ソフト等使用料として1,036万7,000円、303ページ、南小学校多目的室横トイレ、教職員トイレ改修工事及び照明改修工事請負費として260万円を、教育振興費で、304ページ、南北小学校タブレット端末購入費として1,586万6,000円を、305ページの中学校費の学校管理費で、特別支援教育支援員2名分の報酬として440万1,000円、307ページ、学校用務員及び図書司書の委託料として623万1,000円、ICT支援業務委託料として339万1,000円、学習教材ソフト等使用料として591万3,000円、図書室空調機入れ替え工事及び教室棟雨漏り改修工事請負費として570万円を、308ページの教育振興費で、教師用デジタル指導用教科書購入費として594万円、タブレット端末購入費として910万8,000円を、給食管理費の共同調理場管理費で、310ページ、小中学校の給食材料費として1,725万1,000円、311ページ、給食調理業務の委託料として2,140万1,000円を、312ページの社会教育費の社会教育総務費で、放課後子ども教室安全管理員等への謝金として76万円を、314ページ、村内社会教育団体及び県大会等への出場補助金として153万5,000円を、文化財保護費で、315ページ、川村駅周辺保存整備工事請負費として700万円を、社会教育施設費で、316ページ、地域集会施設整備事業補助金として200万円、集会施設整備費で、平原地区に計画しています地域コミュニティ施設建設工事請負費として5,500万円を、318ページの保健体育費の体育施設費で、総合体育館管理業務委託のほか体育館の維持管理

に関する委託料として 996 万円などをお願いするのが主なものでございます。次に、災害復旧費関係では、2 億 615 万 6,000 円で、構成比 3.6 パーセント、対前年度 1 億 8,628 万 4,000 円の増額となっております。主なものとしましては、農林水産施設災害復旧費の林業施設災害復旧費で、320 ページ、令和 2 年発生及び令和 5 年発生林道相良五木線災害復旧工事請負費として 1 億 9,719 万円などをお願いするのが主なものでございます。次に、公債費関係では、3 億 6,688 万 1,000 円で、構成比 6.4 パーセント、対前年度 1,387 万 1,000 円の増額となっております。これは、過年度に借り入れを行いました地方債の元金の償還開始及び令和 6 年度借入分の利子償還が始まるもので、元金の償還金として 3 億 4,627 万 7,000 円、利子の償還金として 2,060 万 4,000 円を計上するものでございます。次に、歳入につきましては 186 ページ以降の歳入予算事項別明細書で主なものをご説明致します。まず、村税では、総額 3 億 8,291 万 9,000 円、構成比 6.6 パーセント、対前年度 1,975 万 9,000 円の増額となっております。これは、村民税については、固定資産税における償却資産の減少はあるものの、村民税における定額減税の終了や個人所得の増加、市町村たばこ税の増額を見込んでいるところでございます。次に、189 ページからの地方譲与税から 190 ページの地方特例交付金までについては、前年度における調定の状況や県の見込額等を勘案して計上しております。次に、地方交付税は、前年度比プラス 3.2 パーセント、総額 18 億 7,369 万 9,000 円を見込んでおります。うち、普通交付税は、前年度比プラス 1.4 パーセント、額にして 5,767 万 3,000 円増の 17 億 7,369 万 9,000 円を見込んでおりますが、令和 6 年度の交付実績からは 1 億 5,339 万 8,000 円の減額となる見込みでございます。次に、193 ページからの国庫支出金及び 196 ページからの県支出金は、事業実施計画に基づく予算額を計上しておりますが、国庫支出金におきましては、過年度分の災害復旧事業、都市防災総合推進事業や地域優良賃貸住宅整備などの社会資本整備総合交付金を活用した事業、廻り地区拠点施設整備で活用する地方創生拠点整備交付金、生活再建対策業務委託金などが増え、また、県支出金におきましても、令和 2 年豪雨被災者等支援交付金、市町村営林道改良事業などが増え、対前年度 10 億 1,188 万 7,000 円の増額となる見込みでございます。次に、201 ページの寄附金につきましては、ふるさと寄附金を 7,000 万円、企業版ふるさと納税を 500 万円、見込んでいるところでございます。次に、基金からの繰入金につきましては、財政調整基金を 3 億 1,876 万 4,000 円繰り入れ、地域振興基金については 5,000 万円繰り入れ、寄附者が指定する事業に活用するものでございます。

{チャイム}

次に、205 ページからの村債につきましては、対前年度 9 億 3,160 万円増の 11 億 3,100 万円を計上しておりますが、地方自治法第 230 条第 1 項による令和 7 年度中に借り入れを予定しています起債の目的、限度額、起債の方法などにつきましては、185 ページの第 2 表、地方債にてお願いするものでございます。その他、歳入につきまし

ては、安全で確実な額で計上したところでございます。次に、322ページからは給与費明細書を計上しております。また、330ページには債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額に関する調書を、331ページには地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度における現在高の見込みに関する調書を記載しております。以上、議案第20号につきましてご説明申し上げましたが、内容ご審議の上ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（黒木正照君） 提案理由の説明が終わりましたが、質疑は午後からとし、ここで暫時休憩といたします。再開は1時からといたします。

―――――――○―――――――

休憩　午後00時01分

再開　午後01時00分

―――――――○―――――――

○議長（黒木正照君） 午前中に引き続き会議を開きます。これから令和7年度相良村一般会計予算について質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「はい。」と、8番議員。}

はい、8番議員。

○８番（小善満子君） 8番議員、質問いたします。令和7年度予算についてですが、まず、昨年と比べては、22億でした。9,672万3,000円、増額の予算でございます。しかもその中身を見まして、村債が11億3,100万円ということで、その中におきましては、情報通信施設高度化事業2億7,700万円。それと川辺川魅力創造事業2億7,600万円。それが5億5,300万円を占めているわけですが、この地方債で組まれたことについては、交付金、補助金として交付される部分がほとんどと思いますが、これは地方交付税でも見込まれる金額でしょうか。そして、情報通信施設高度化事業の2億7,700万円。それと川辺川魅力創造事業について、どのくらいの県の予算額が国から予算があるかということを教えてもらったらと思いますが、以上です。

○議長（黒木正照君） はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長（川邊俊二君） 総務課長、お答えいたします。まず、金額が大きいものでいきますと2億7,600万円、川辺川魅力創造事業、これにつきましては、一応過疎債を借りようと思っております。過疎債の場合が7割の交付金措置がございますので、基本的に大きな、すみません。情報通信施設高度化事業、こちらについても過疎債を借りる予定で今、考えております。過疎債につきましてが、基本的に7割の交付税措置がございますので、

○８番（小善満子君） 7割ね。

○総務課長（川邊俊二君） 7割です。はい。というところです。ほぼほぼここで計上し

ております。起債につきましては過疎債を活用できればというふうに考えているとこでございます。以上でございます。

○８番（小善満子君）　はい、議長。

○議長（黒木正照君）　はい、8 番議員。

○８番（小善満子君）　地方債が 11 億 3,100 万円ですよ。それだけのこれ地方債って言っても借金ですから、借金をしないと令和 7 年度は賄なわれないというようなことでございますが、歳入、11 ページを見たら、村税が 1 億 4,474 万 9,000 円です。その中の固定資産では 1 億 8,916 万 9,000 円、軽自動車税が 2,162 万 9,000 円ということで、3 億 5,555 万 7,000 円しか村税は入ってこないわけです。そのうちの、この予算を賄うためには、地方債がもちろん 11 億 3,100 万ありますし、しかも地方交付税が 18 億 7,369 万 9,000 円、地方交付税が組まれております。ということで、公債費は、11 億 3,100 万円すれば、7 億 4,269 万円、地方交付税をいただいて借金を引けば、これだけ残ってるというようなことですが、やはりそういうことで、歳出については、確実に村税がまだ 3 億ぐらいしかないんです。というのは、この村税の伸びが 2、3 年前から比べても、ほとんど伸びていないということは、住民の方がそれだけ所得がないというようなことになりますので、やはりこの事業をする時は、歳入に比べたところの借金するのも結構ですが、そういうようなことも考えたところにして欲しいと思いますが、積立金はその中に 1 億 1,752 万 9,000 円を積立金、歳出の中に積立てをされているわけでございます。ということで、今後、このような地方交付税に頼っている村でございますので、依存地方自治体ということになるわけです。だから、このようなことで事業をつくれるのは大変だと思いますが、この地方債が 14 億 3,100 万円送られたということは、どのような関係で、こういうような地方債を組まれたのかというようなこと。もちろん事業するからというようなことでございましょうが、余りにも予算に対して地方債が、地方債といっても借金ですので、これだけ組まないと事業ができないということですが、このことについて、総務課長、やはり理由があると思うんですよ。よろしくお願いいたします。

○議長（黒木正照君）　はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長（川邊俊二君）　総務課長、お答えいたします。過去をちょっと調べましたときに、最大に起債を借りた年度というのが平成 15 年でございました。このとき 8 億円ぐらいの起債の借入というとこです。それと比べてもかなり今年度につきましては令和 7 年度につきましては、増加した起債の借入の予定というところで、危惧しているところではございます。ただ、今後のいろんな事業をする上では、当然、国の補助金、県の補助金などを活用しながら、実施するわけでございますけども、それではどうしてもやはり賄えない部分につきましては起債であったり、あとは財政調整基金あたりを活用しながら、事業を進めるというところで考えているところです。令和 7 年

度につきましては、復興事業、廻の事業であったり、あとは避難地避難路の事業、そういったもの。あとは、情報通信施設関係の民営化の事業、あとは鮎中間育成施設の補助金など、いろんな事業が集中的に実施されている年度になろうかと思いますので、その分、起債についても、多分の借入を考えてというところでございます。以上でございます。

○８番（小善満子君）　はい。

○議長（黒木正照君）　はい、8 番議員。

○８番（小善満子君）　こういう小さな村でございますので、村税も少ない。歳入が少ないわけですね。だからそういうことで、村民の方がそれだけ苦しんでいらっしゃるような現状。このような 57 億の仕事をする。今年は去年から比べれば 22 億も大まかな、大きな事業というようなことでございますので、今後、この予算範囲内について、行政のしっかりした運営をして欲しいと思いまして、一応これで質問は終わります。以上です。

○議長（黒木正照君）　はい、他にご質疑ありませんか。

{「はい。」と、4 番議員。}

はい、4 番議員。

○４番（徳田正臣君）　はい、議長。シンプルに 3 点ほど。お尋ねいたします。タブレットで 234 ページほどを、約 30 ページ。すみません。自分もまた開いていなかったものですから。メモだけしといて、はい、234 ページにここでは目で相良村議会の議員選挙ということで載っております。もちろん今年の夏は参議院選挙も予定されているところだと思いますが、数字的な話ではなくって直接的には数字も絡んでくるわけですが、全協で、投票所を減らすという話をされましたけども、ちょっとそこのところ、予算も若干、少しでしょうけど絡んでくると思います。投票所を減らす理由というのはこれ選管の問題ではあるとは思うのですが、総務課長の立場で、答えられる範囲内で、そこのところの状況の説明をちょっとしていただければなと思っているところです。

○議長（黒木正照君）　はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長（川邊俊二君）　総務課長、お答えいたします。村内の投票所につきましては、さきに行われました衆議院選挙から、村内、大字ごとに 1 か所ということで、1 か所ずつということで 4 か所で実施したところでございます。投票率等いろんな情報をこちらのほうで集計しまして、選挙管理委員会のほうでお諮りし、今後の選挙のほうについては、選挙の投票所につきましては、4 か所でいこうというところで決定をさせていただいたところでございます。以上でございます。

○４番（徳田正臣君）　はい。

○議長（黒木正照君）　はい。4 番議員。

○４番（徳田正臣君）　はい。大字ごとに４か所ということでありますが、確かに人口減少でありますし、投票率の問題、期日前投票があるからという理由もありますが、やはり人口減少であったにしても、この相良村が人口減少に伴って面積が狭くなれば別ですけど、そうではない。民意の反映ということを有権者のやはり投票率を上げて、民意をできるだけ半反映させるということ、意見を聞くということ考えれば、多少手間がかかっても、経費が仮にいっても、住民の方が可能な限り特に高齢化社会の中で、投票しやすい環境づくりっていうのを考えた場合に、今どこの自治体も投票所というのは、少なくしてる傾向はありますが、確たる理由っていうのはないと思うんですね。あるところで聞いたら期日前投票があるから当事者変わらないんだ。変わらないんだっていうことは、これ何の確証もないことでありますんで。前回の衆議院選挙から４か所ということでありますが、ちょっと本来は、これはやはり民主主義という点で考えれば減らすべきではなかったかなということでの、その理由をお聞きしたかったわけでありますが、これも選管の決定でありますから、答弁にも限度があるのは十分わかっているわけでありますが、やはり現実的に総務課のほうでかなりアドバイス、現実するされる部分が大きいと思うんです。ですから今後はやはり期日前投票の実際の問題点が逆に今大きくなっていて、国のほうが国会議員の先生方が、今の制度で当選されてるもんで、改正はなかなか難しいと思うんですが、やはり自治体が投票率を上げるために努力することが大事だと思って、巡回投票とか電子投票、電子投票もちょっといろいろトラブルが起きてますけども、そういったことも今後は総務課主導でやはり現実的にはですよ。総務課のほうで調査研究されて、投票率を上げる、すなわちそれは住民の意見を聞くということで、今後、検討していただければなということであります。はい。すみません。意見になってしまいました。それでもう１点ですが、もう１点が287ページ。タブレットで287ページですね。ちょっと待ってください。次にですね。287。村営住宅、沖原に４戸っていう話されたかと思うんですが、これは具体的に沖原なんで大体わかるんですが、この沖原に造られた理由っていうのがあると思うんです。立地も含めて。これ実際立地はどこでしょうかね。村有地でしょうけども。それをもう１回確認したいのと沖原に造られるやはり村づくりの中での考え方ってのがあると思うんですけども、ちょっとそこのところを担当課長でもいいし、村長でもいいし、答弁していただければと思います。

○議長（黒木正照君）　はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長（川邊俊二君）　総務課長、お答えいたします。場所につきましては、なんていえばいいですかね。県の人吉水上線から月形に上がる道がございますけども、ふるさと農道、そこのちょうど交差点と思っていただければ結構かと思います。場所はそこにあります。

○４番（徳田正臣君）　その交差点っていうか

○総務課長（川邊俊二君）　三叉路、Ｔ字路になってますけども、
○４番（徳田正臣君）　はい、はい。
○総務課長（川邊俊二君）　それの相良側に
○４番（徳田正臣君）　はい。
○総務課長（川邊俊二君）　道沿いに４戸、
○４番（徳田正臣君）　道沿いに
○総務課長（川邊俊二君）　道沿いに、ここに中堅所得者向けの住宅、特定地域優良賃貸住宅になりますが、これ４戸というところです。場所選定につきましては、いろんなところを選定いたしました。最終的には、ここに落ち着いたわけですけども、利便性のところであったりとか、そういったものを含めまして用地のほうは購入させていただいたところです。この柳瀬地区のほうに建設というところで、進めていたところでございます。以上でございます。
○議長（黒木正照君）　はい、４番議員。
○４番（徳田正臣君）　はい、わかりました。率直に申し上げて地域づくりの観点からするとあまりいい立地ではないです。もうこれお分かりかどうかわかりませんが、よくない。だから地域づくりがもうちょっとこう考えたならば、あそこはやめたほうがいい。今からでも。
○議長（黒木正照君）　４番議員、
○４番（徳田正臣君）　はいということであります。すみません。はい。それでは 316 ページ。タブレット 316 ページ。工事請負費で 5,500 万円。これは地域コミュニティ施設建設事業ということであって、これはもう教育委員会のほうですかね。これはやはり立地はもう先ほど申し上げたように石倉の跡地といいますか。今、嵩上げ工事をやっているところ。あそこに造られるということでしょうかね、ちょっと立地の確認を。
○議長（黒木正照君）　はい、教育課長。
○教育課長（出合宏光君）　教育課長、お答えします。今、平原のほうで造成しております避難地、その上に建設する予定でございます。以上でございます。
○４番（徳田正臣君）　はい。
○議長（黒木正照君）　はい、４番議員。
○４番（徳田正臣君）　あまりは申し上げませんが、今からでも立地の再検討をされたほうが、この建設自体も含めての方がいいかなと私は考えます。はい、以上です。
○議長（黒木正照君）　他にご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

―――――――――○―――――――――

日程第２２　議案第２１号から日程第２
○議長（黒木正照君）　次に、日程第 22、議案第 21 号、令和７年度相良村国民健康保険

特別会計予算から日程第24、議案第23号、令和7年度相良村後期高齢者医療特別会計予算までを一括議題とします。本案について提案理由の説明を一括して求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長（吉松啓一君）　それでは、議案第21号、令和7年度相良村国民健康保険特別会計予算から、議案第23号、令和7年度相良村後期高齢者医療特別会計補正予算までについて一括してご説明申し上げます。初めに議案第21号、令和7年度相良村国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。令和7年度当初の歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ5億3,300

○議長（黒木正照君）　村長、ちょっと、ちょっと待ってください。

○村長（吉松啓一君）　どっか間違っとったかな。

○議長（黒木正照君）　総務課長が、ちょっとお待ちください。

○村長（吉松啓一君）　間違うとったかな、

{「ちょっと画面が間に合わなかったんで、すみません。」と、総務課長。}

○村長（吉松啓一君）　どこから読めばよかっかな。最初からすみません。失礼します。

○議長（黒木正照君）　はい、どうぞ。

○村長（吉松啓一君）　それでは、議案第21号、令和7年度相良村国民健康保険特別会計予算から、議案第23号、令和7年度相良村後期高齢者医療特別会計予算までについて、一括してご説明申し上げます。初めに、議案第21号、令和7年度相良村国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。令和7年度当初の歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ5億3,302万7,000円と定めるものでございます。予算の内訳は、337ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書のとおりでございますが、前年度と比較しますと671万5,000円の減額予算となっております。歳出の主なものは、338ページに計上しておりますが、保険給付費、国民健康保険事業納付金及び保険事業費で、歳出予算の約95パーセントを占めております。財源となります歳入の主なものは、337ページに計上しておりますが、国民健康保険税、県支出金、繰入金及び繰越金でございます。また、350ページから給与費明細書を記載しております。次に、議案第22号、令和7年度相良村介護保険特別会計予算について、ご説明申し上げます。令和7年度当初の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ7億8,164万円と定めるものでございます。予算の内訳は、357ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書のとおりでございますが、前年度と比較しますと3,271万7,000円の増額予算となっております。歳出の主なものは、358ページに計上しておりますが、保険給付費及び地域支援事業費で歳出予算の約98パーセントを占めているところでございます。財源となります歳入の主なものは、357ページに計上しておりますが、介護保険料、国及び県支出金、支払基金交付金及び繰入金でございます。また、371ページから給与費明細書を記載しております。最後に、議案第23号、令和7年度相良村後期高齢者医療

特別会計予算についてご説明申し上げます。令和７年度当初の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 8,814 万 6,000 円と定めるものでございます。予算の内訳は、378 ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書のとおりでございますが、前年度と比較しますと 103 万 3,000 円の増額予算となっております。歳出の主なものは、379 ページに計上しておりますが、後期高齢者医療広域連合納付金でございます。財源となります歳入の主なものは、378 ページに計上しておりますが、後期高齢者医療保険料及び繰入金でございます。以上、議案第 21 号から議案第 23 号までを一括してご説明申し上げましたが、内容ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（黒木正照君） 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑ありませんので質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

―――――――○―――――――

日程第２５　議案第２４号

○議長（黒木正照君） 次に、日程第 25、議案第 24 号、令和７年度相良村簡易水道事業会計予算及び日程第 26、議案第 25 号、令和７年度相良村農業集落改修事業会計予算を一括議題とします。本案について提案理由の説明を一括して求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長（吉松啓一君） それでは、議案第 24 号、令和７年度相良村簡易水道事業会計予算及び議案第 25 号、令和７年度相良村農業集落排水事業会計予算について一括してご説明申し上げます。初めに、議案第 24 号、令和７年度相良村簡易水道事業会計予算についてご説明申し上げますが、令和７年度から会計方法が変わります。387 ページをご覧ください。まず第１条としまして、令和７年度の相良村簡易水道事業会計の予算は次に定めるところによります。第２条、業務の予定量につきましては、(1) 給水件数が 1,354 件、(2) 年間総給水量が 28 万 2,496 立方メートル、(3) １日の平均給水量が 774 立方メートル、(4) 主要な建設改良事業と致しまして、大谷地区簡易水道整備費が１億 6,278 万 9,000 円でございます。第３条、収益的収入及び支出の予定額でございますが、収入、第１款、簡易水道事業収益が１億 2,203 万円、支出、第１款、簡易水道事業費用として１億 1,688 万 3,000 円とするものでございます。第４条、資本的収入及び支出の予定額でございますが、収入、第１款、資本的収入が２億 2,157 万 7,000 円、支出、第１款、資本的支出２億 3,414 万 7,000 円とするものでございます。第４条の２、特例的収入及び支出でございますが、地方公営企業法施行令第４条第４項の規定によりまして、当該年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ 1,530 万円及び 900 万円とするものでございます。388 ページをご覧ください。第５条、企業債でございますが、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次の表のとおり定めるものでございます。第６条、一時借入金の限度額につきましては、5,000 万円と定めるものでございます。第７条、予定支出の各項の経費の金額の流用ができる場合を定め、第８条では、議会の議決を

経なければ流用することができない経費について定めています。第9条、他会計からの補助金につきましては7,689万5,000円でございます。次に、予算に関する説明でございますが、390ページをご覧ください。収益的収入及び支出と資本的収入及び支出の2種類ございますので分けてご説明申し上げます。まず、収益的収入及び支出でございます。収入、款1、簡易水道事業収益、項1、営業収益では、簡易水道使用料金など5,277万2,000円を計上しております。項2、営業外収益では、一般会計からの補助金、長期前受金戻入れなど6,925万8,000円を計上しております。以上、収入総額を1億2,203万円とするものでございます。次に支出でございます。款1、簡易水道事業費用、項1、営業費用では、職員の人件費、施設や機械設備等の光熱水費、保守委託料、修繕費及び工事請負費、減価償却費など1億1,013万6,000円を計上しております。項2、営業外費用では、企業債利息償還額、消費税及び地方消費税納付額など477万9,000円を計上しております。項3、特別損失では地方公営企業移行に伴います前年度12月から3月分賞与等の特別損失96万8,000円を計上しております。項4、予備費では100万円を計上しております。以上、支出総額を1億1,688万3,000円とするものでございます。次に、資本的収入及び支出でございます。391ページをご覧ください。収入、款1、資本的収入、項1、企業債では、企業債借入分として1億300万円を計上しております。項2、補助金では、国庫補助金及び一般会計からの補助金である、他会計補助金として1億1,635万7,000円を計上しております。項4、工事負担金では、過年度分を含む給水工事負担金として222万円を計上しております。以上、収入総額を2億2,157万7,000円とするものでございます。次に支出でございます。款1、資本的支出、項1、建設改良費では、旅費のほか、田代地区浄水施設変更認可申請業務委託料及び大谷地区簡易水道施設工事請負費として1億7,597万5,000円を計上しております。項2、企業債償還金では、企業債元金の償還金として5,717万2,000円を計上しております。項6、予備費では、100万円を計上しております。以上、支出総額を2億3,414万7,000円とするものでございます。次に、387ページに戻りまして、第4条のカッコ書きをご覧ください。資本的収入額が、資本的支出額に対し1,257万円不足しておりますので、引継金797万8,000円、当年分損益勘定留保資金459万2,000円で補填することとしております。次に、議案第25号、令和7年度相良村農業集落排水事業会計予算についてご説明申し上げますが、簡易水道事業会計と同様に、令和7年度から会計方法が変わります。408ページをご覧ください。まず、第1条としまして、令和7年度の相良村農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによります。第2条、業務の予定量につきましては、(1) 排水戸数が1,104戸、(2) 年間総排水量が22万2,147立方メートル、(3) 1日の平均排水量が609立方メートル、(4) 主要な建設改良事業といたしまして、川地区の農業集落排水整備費が405万円でございます第。3条、収益的収入及び支出の予定額でございますが、収入、第1款、農業集落排水事業収益が2億1,481万3,000円、支出、第1款、

農業集落排水事業費用として2億1,288万3,000円とするものでございます。第4条、資本的収入及び支出の予定額でございますが、収入、第1款、資本的収入が6,801万3,000円、支出、第1款、資本的支出7,972万1,000円とするものでございます。第4条の2、特例的収入及び支出でございますが、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定によりまして、当該年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ485万7,000円及び1,665万9,000円とするものでございます。409ページをご覧ください。第5条、一時借入金の限度額は1,000万円と定めるものでございます。第6条、予定支出の各項の経費の金額の流用ができる場合を定め、第7条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費について定めています。第8条、他会計からの補助金につきましては1億3,321万8,000円でございます。次に予算に関する説明でございますが、411ページをご覧ください。収益的収入及び支出と資本的収入及び支出の2種類ございますので分けてご説明申し上げます。まず、収益的収入及び支出でございますが、収入、款1、農業集落排水事業収益、項1、営業収益では、農業集落排水処理使用料、加入金、錦町からの川地区維持管理経費負担金など4,356万6,000円を計上しております。項2、営業外収益では、一般会計からの補助金、長期前受金戻入れなど1億7,124万7,000円を計上しております。以上、収入総額を2億1,481万3,000円とするものでございます。次に、支出でございます。款1、農業集落排水事業費用、項1、営業費用では、職員の人件費、施設や機械設備等の光熱水費、保守委託料、修繕費及び工事請負費及び減価償却費など1億9,780万8,000円を計上しております。項2、営業外費用では、企業債利子償還額、消費税及び地方消費税納付額など1,282万5,000円を計上しております。項3、特別損失では、地方公営企業移行に伴います前年度12月から3月分賞与等の特別損失125万円を計上しております。項4、予備費では100万円を計上しております。以上、支出総額を2億1,288万3,000円とするものでございます。次に、資本的収入及び支出でございます。412ページをご覧ください。収入、款1、資本的収入、項2、補助金では、国庫県補助金及び一般会計からの補助金である他会計補助金として、6,791万3,000円を計上しております。項4、受益者分担金では、過年度工事分担金として10万円を計上しております。以上、収入総額を6,801万3,000円とするものでございます。次に、支出でございます。款1、資本的支出、項1、建設改良費では、旅費のほか川地区中継ポンプ更新工事設計業務委託料として426万円を計上しております。項2、企業債償還金では、企業債元金の償還金として7,446万1,000円を計上しております。項6、予備費では100万円を計上しております。以上、支出総額を7,972万1,000円とするものでございます。次に、408ページに戻りまして、第4条のカッコ書きをご覧ください。資本的収入額が、資本的支出額に対し1,170万8,000円不足しておりますので引継金250万円、当年分損益勘定留保資金727万8,000円、利益剰余金193万円で補填することとしております。以上、議案第24号及び議案第25号を一括してご

説明申し上げましたが、内容ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（黒木正照君）　提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「はい。」と、8番議員。}

はい、8番議員。

○８番（小善満子君）　8番議員、質問いたします。これ公営企業になりまして初めての予算でございますが、歳入につきまして、まず、簡易水道ですが、補助金としまして、1億1,635万7,000円ということですが、これは、村以外の補助金もこの中に含まれているのかということで、まずお尋ねします。村以外

{「・・・」と、建設課長。}

の補助金もこの中に含まれているのか

○議長（黒木正照君）　はい、建設課長。

{「はい。」と、建設課長。}

○建設課長（大土手寛君）　建設課長、お答えいたします。今の補助金につきましては、391ページの資本的収入及び支出の補助金の中で目で1番、国庫補助金、これが5,736万2,000円、3の他会計補助金、これが一般会計の補助金になりますが、5,899万5,000円ということで国庫補助金も含まれていると。

○８番（小善満子君）　それは一般会計からの補助金は幾らですか。

○建設課長（大土手寛君）　内訳は、国の補助金が5,736万2,000円、それから一般会計からの補助金として5,899万5,000円です。内訳としましては、ペーパーのページでは7ページ、タブレットでは391ページに記載している通りでございます。

○８番（小善満子君）　はい。

○議長（黒木正照君）　はい、8番議員。

○８番（小善満子君）　今度は、農業集落排水事業なんですが、これには他会計からの補助金ということで6,791万3,000円。これは一般会計からの補助金だと思うんですが、普通は1億ぐらい出したですよね。毎年、だから、今度はやはりこの公営企業になって、他、いろいろなところからの補助金が来て、少なくなったのかなと思っていますが、一般会計からの補助金としては6,791万3,000円に、間違いないですよね。

○議長（黒木正照君）　はい、建設課長。

○建設課長（大土手寛君）　建設課長、お答えいたします。今の補助金の内訳につきまして、もうペーパーでは7ページ、タブレットでは412ページの補助金の中に内訳としては書いてあるとおりでございますが、内訳といたしましては、一般会計からの補助金が、うち6,578万8,000円。国庫補助金が200万円。県補助金が12万5,000円、計の6,791万3,000円ということになっております。第2条の中に、業務の予定量の（4）、これに主な建設改良事業として、7年度に予定しております事業といたしまし

ては川地区の農業集落排水施設の整備費として、405 万円上がっておりますが、主なハード事業といたしましては、こういう事業があるというところでございます。以上、お答えいたします。

○８番（小善満子君）　以上で終わります。

○議長（黒木正照君）　他にご質疑ありませんか。

{「はい。」と、4 番議員。}

はい、4 番議員。

○４番（徳田正臣君）　はい。質疑です。農集排事業についてお尋ねしたいんですが、この農集排のつなぎ込みっていうのは、もう今後もずっと続けていく予定なんですかね。これも村長の政策でしょうけども、どこかで予告して何年度にはもう打ち切るということであるのか、そこのところの考えを、はい。お聞きしたいです。

○議長（黒木正照君）　はい、建設課長。

{「はい。」と、建設課長。}

○建設課長（大土手寛君）　建設課長、お答えいたします。以前も 4 番議員のほうからご質問があったと思いますが、その時に答弁したとおりでございまして、これから先、いろんな災害等に強い施設というところでは、一方では合併浄化槽の普及促進にも努めておるんですけれども、全国的に施設の老朽化に伴ったいろんな事故等も起こっております。そういうのも含めましてではございますが、本村の場合は当初、接続工事に対する工事負担金の未納も含めて接続はしてないけれども、、当初は事業に賛成して、お金を払ってらっしゃる方、払っておられない方とかおられる中で、つなぎ込みの実績としては、ある程度、これからも継続していく必要はあると思います。そういう中で村が接続に対する補助金というのは、今後は見直しながら、最終的にはもう個人の負担として考えていくべき時代には来てると思いますけれども、そのうちの 4 分の 1 がまだ熊本県のほうが助成も行っておりますので、その辺も含めまして、検討は今後、行っていくべきことだというふうに私は考えております。以上、お答えいたします。

○４番（徳田正臣君）　はい、議長。

○議長（黒木正照君）　はい、4 番議員。

○４番（徳田正臣君）　はい。これ大事なことなんで定期的に点検、確認するんですけど、村民の方にアナウンスして、もう 5 年で補助金を打ち切るというふうにして早期につなぎ込みへの誘導みたいのがされたらいいんじゃないかなと思うのと、村長がよく言われてますように、災害に強い村づくりということを考えたならば、これはもうこれ以上、農集排事業っていうのを、・・・みたいにして広げることはちょっと厳しいんじゃないかなと。村のこの管理を考えてもですね。ということで考えております。はい。それでもう 1 つ、ちょっと簡単な重要なことですけど、先ほどの沖原の村営住宅の話ですけど、それは農集排のほうにつなぎ込むいう予定であるわけですから、一番

近いところはどこでしたっけ。そこのところ、確認。はい。

○議長（黒木正照君）　はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長（川邊俊二君）　総務課長、お答えいたします。近くに農集排の管が通っていますので、そちらに繋ぎ込む予定でございます。

○４番（徳田正臣君）　近くに、

○総務課長（川邊俊二君）　はい。

○４番（徳田正臣君）　はい。本当よかった、

○総務課長（川邊俊二君）　ございます。

○４番（徳田正臣君）　はい、以上です。

○議長（黒木正照君）　他にご質疑ありませんか。質疑ありませんので質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

―――――――○―――――――

日程第２７　議案第２６号

○議長（黒木正照君）　次に日程第27、議案第26号、相良村過疎地域持続的発展計画の変更に関し、議会の議決を求めることについてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長（吉松啓一君）　それでは、議案第26号、相良村過疎地域持続的発展計画の変更に関する議会の議決を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。相良村過疎地域持続的発展計画に新たな事業の追加などを行う場合、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項を準用する、同条第1項の規定に基づき、議会の議決を経る必要がありますので、ご提案するものでございます。具体的な内容につきましては、事業計画における持続的発展施策区分の2産業の振興、3地域における情報化、4交通施設の整備、交通手段の確保、8教育の振興において事業の追加及び変更などを行い、事業の実施に当たり、過疎対策事業債の活用ができるようにするものでございます。以上、議案第26号につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、内容をご審議の上ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（黒木正照君）　提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑ありませんので質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

―――――――○―――――――

日程第２８　議案第２７号

○議長（黒木正照君）　次に、日程第28、議案第27号、人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（吉松啓一君）　それでは、議案第27号、人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を

変更する協定の締結について、提案理由をご説明申し上げます。人吉市と球磨郡の各町村が相互に役割を分担し、連携を図りながら、定住に必要な都市機能及び生活機能を確保し、球磨圏域全体の地域振興及び住民福祉の向上を推進するために、人吉市が中心市宣言を行い、賛同した周辺自治体がそれぞれ定住自立圏形成に関し、平成 27 年 1 月 14 日に協定を締結し、事業を実施して参りました。現在の第 2 期協定期間が令和 7 年 3 月末日をもって終了を迎えますが、令和 7 年度からも引き続き人吉球磨定住自立圏協定に基づく事業を実施したいので、人吉市と人吉球磨定住自立圏形成に関し、既存協定の一部を変更し協定を締結したいと考えておりますので、地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。以上、議案第 27 号につきまして、ご説明致しましたが、内容をご審議の上ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（黒木正照君）　提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑ありませんので質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、議案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第 27 号、人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第 27 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 27 号は、原案のとおり可決されました。ここで暫時休憩とします。再開は、2 時 5 分とします。

―――――――○―――――――

休憩　午後 01 時 52 分

再開　午後 02 時 05 分

―――――――○―――――――

日程第２９　議案第２８号

○議長（黒木正照君）　休憩前に引き続き会議を開きます。次に、日程第 29、議案第 28 号、工事請負契約の変更についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長（吉松啓一君）　それでは、議案第 28 号、工事請負契約の変更について、提案理由をご説明申し上げます。本件につきましては、令和 6 年 9 月 10 日、令和 6 年第 6 回相良村議会定例会において議決されました、令和 5 年度新村橋災害復旧工事（取付道路工：令和 2 年災過年）におきまして、工事施工中の設計数量等の変更が必要となりましたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び相良村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定によりまして、次のとおり工事

請負契約の変更について、議会の議決を求めるものでございます。主な工事の変更概要は、令和6年2月21日及び同年3月24日の大雨により被災した、主桁架設ヤード設置工の実測結果、及び橋台工・取付道路工施工内容の数量結果に基づく変更が必要となったことから、事業量の変更が生じたものでございます。工事の施工業者は、熊本県球磨郡五木村大字甲 1046 番地 9、株式会社技建日本、代表取締役堀川匠太でございます。工事請負変更金額は、変更前契約金額1億5,733万6,427円を1億5,620万2,518円に減額変更するものでございます。また、参考資料と致しまして、今回の変更仮契約書の写しを添付しております。以上、議案第28号について、提案理由をご説明申し上げましたが、内容をご審議の上ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(黒木正照君)　提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑ありませんので質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論ありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第28号、工事請負契約の変更についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第28号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

―――――――○―――――――

日程第３０　議案第２９号

○議長(黒木正照君)　次に、日程第30、議案第29号、工事請負契約の変更についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君)　それでは、議案第29号、工事請負契約の変更について提案理由をご説明申し上げます。本件につきましては、令和6年9月10日、令和6年第6回相良村議会定例会において議決されました、令和5年度新村橋災害復旧工事（橋梁上部工：令和2年災過年）におきまして、工事施工中の設計数量等の変更が必要となりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び相良村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、次のとおり工事請負契約の変更について、議会の議決を求めるものでございます。主な工事の変更概要は、令和6年2月21日及び同年3月24日の大雨により、主桁架設計画に変更が生じたことに伴う工事中止期間の現場維持等費用や主桁運搬計画見直し費用及び横組工・地覆工・登り桟橋工にかかる数量の変更が必要となったことから、事業量の変更が生じたものでございます工事の施工業者は、熊本県熊本市中央区神水1丁目3番1号、株式会社日本ピーエス熊本営業所、所長小川裕一郎でございます。工事請負変更

金額は、変更前契約金額2億5,597万5,140円を2億6,658万7,457円に増額変更するものでございます。また、参考資料と致しまして、今回の変更仮契約書の写しを添付しております。以上、議案第29号について、提案理由をご説明申し上げましたが、内容をご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（黒木正照君） 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑ありませんので質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に議案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第29号、工事請負契約の変更についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第29号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

―――――――○―――――――

日程第３１　議案第３０号

○議長（黒木正照君） 次に、日程第31、議案第30号、工事請負契約の変更についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長（吉松啓一君） それでは、議案第30号、工事請負契約の変更について、提案理由をご説明申し上げます。本件につきましては、令和6年6月12日、令和6年第4回相良村議会定例会において議決されました、令和6年度十島・新村地区避難地造成工事におきまして、工事施工中の設計数量等の変更が必要となりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び相良村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、次のとおり工事請負契約の変更について、議会の議決を求めるものでございます。主な工事の変更概要は、土工及び擁壁工において、掘削後の地盤が想定よりも軟弱であったことに伴う置き換え土砂の増加、構造物撤去工では、撤去する構造物数量の減少、植栽工では、張芝面積の増加、園路広場整備工では、既存舗装の撤去量の増加など、数量結果に基づく変更が必要となったことから、事業量の変更が生じたものでございます。また、同じ場所で施工しています、避難地建築工事における大屋根シェルターやトイレの納品などに期間を要したため、排水構造物の一部、アスファルト舗装及び区画線設置について、年度内の工事の完了が困難な見込みであるため、当該請負工事での施工を取り止めるものでございます。工事の施工業者は、熊本県球磨郡五木村大字甲1046番地9、株式会社技建日本、代表取締役堀川匠太でございます。工事請負変更金額は、変更前契約金額5,665万円を5,664万7,822円に減額変更するものでございます。また、参考資料と致しまして、今回の変更仮契約書の写しを添付しております。以上、議案第30号について、

提案理由をご説明申し上げましたが、内容をご審議の上ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（黒木正照君）　提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑ありませんので質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第 30 号、工事請負契約の変更についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第 30 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 30 号は、原案のとおり可決されました。

―――――――――○―――――――――

日程第３２　議案第３１号

○議長（黒木正照君）　次に、日程第 32、議案第 31 号、工事請負契約の変更についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長（吉松啓一君）　それでは、議案第 31 号、工事請負契約の変更について、提案理由をご説明申し上げます。本件につきましては、令和 6 年 11 月 22 日、令和 6 年第 8 回相良村議会臨時会において議決されました令和 6 年度十島・新村地区避難地建築工事におきまして、工事施工中の設計数量等の変更が必要となりましたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び相良村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定によりまして、次のとおり工事請負契約の変更について、議会の議決を求めるものでございます。主な工事の変更概要は、特記仕様書において 2 か所の平板載荷試験を明記していましたが、設計積算に未計上であったため、変更が必要となったことから、事業量の変更が生じたものでございます。工事の施工業者は、熊本県球磨郡五木村大字甲 1046 番地 9、株式会社技建日本、代表取締役堀川匠太でございます。工事請負変更金額は、変更前契約金額 7,315 万円を 7,376 万 7,749 円に増額変更するものでございます。また、参考資料と致しまして、今回の変更仮契約書の写しを添付しております。以上、議案第 31 号について、提案理由をご説明申し上げましたが、内容をご審議の上ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（黒木正照君）　提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑ありませんので質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第 31 号、工事請負契約の変更についてを採決します。この

採決は起立によって行います。議案第 31 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 31 号は、原案のとおり可決されました。

―――――――○―――――――

日程第３３　同意第１号から日程第３８　同意第６号

○議長（黒木正照君）　次に、日程第 33、同意第 1 号、相良村政治倫理審査会委員の任命についてから、日程第 38、同意第 6 号、相良村政治倫理審査会委員の任命についてまでを一括議題とします。本件について提案理由の説明を一括して求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長（吉松啓一君）　それでは、同意第 1 号から同意第 6 号までの相良村政治倫理審査会委員の任命について、一括して提案理由をご説明申し上げます。政治倫理の確立に関する必要な事項を審議する相良村政治倫理審査会委員に、同意第 1 号で中松洋樹氏を、同意第 2 号、宮本稔也氏を、同意第 3 号、井寺美穂氏を、同意第 4 号、小村仁氏を、同意第 5 号、坂口和良氏を、同意第 6 号、髙田千由美氏をそれぞれ任命したいので、相良村政治倫理条例第 6 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。以上、同意第 1 号から同意第 6 号までにつきまして、一括してご説明申し上げましたが、内容ご審議の上ご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（黒木正照君）　提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑ありませんので質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に議案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから同意第 1 号、相良村政治倫理審査会委員の任命についてから、同意第 6 号、相良村政治倫理審査会委員の任命についてまでを採決します。初めに同意第 1 号、相良村政治倫理審査会委員の任命についてを採決します。この採決は無記名投票で行います。議場の出入口を閉めます。

{議場の施錠}

ただいまの出席議員は 9 人です。次に、立ち会い人を指名します。会議規則第 32 条第 2 項の規定によって立ち会い人に、3 番、永田博人議員、4 番、徳田正臣議員を指名します。投票用紙を配ります。

{投票用紙配布}

念のため申し上げます。本件により、同意する方は賛成と同意しない方は反対と記載願います。なお、会議規則第 83 条の規定によって、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は反対とみなします。投票用紙の配付漏れはありませんか。はい。配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

{投票箱の点検}

異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。1番議員から、順番に投票願います。

{投票}

投票漏れはありませんか。はい。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。永田博人議員、徳田正臣議員、開票の立ち会いをお願いします。

{開票}

はい。投票の結果を報告します。投票総数9票、有効投票9票、無効投票0票です。有効投票のうち賛成9票、反対0票、以上のとおり、全員賛成です。したがって、同意第1号については、同意することに決定しました。

―――――――――○―――――――――

○議長(黒木正照君) 次に、同意第2号、相良村政治倫理審査会委員の任命についてを採決します。この採決は無記名投票で行います。ただいまの出席委員は9人です。次に立ち会い人を指名します。立ち会い人は先ほど立ち会いされた永田博人議員、徳田正臣議員を指名します。投票用紙を配ります。

{投票用紙の配布}

念のため申し上げます。本件に同意する方は賛成と、同意しない方は反対と記載願います。なお、会議規則第83条の規定によって、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は反対とみなします。投票用紙の配付漏れはありませんか。配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

{投票箱の点検}

異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

{投票}

投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票終わります。開票を行います。永田博人議員、徳田正臣議員、開票の立ち会いをお願いします。

{開票}

投票の結果を報告します。投票総数9票、有効投票9票、無効投票0票です。有効投票のうち、賛成9票、反対0票。以上のとおり、全員賛成です。したがって、同意第2号については、同意することに決定しました。

―――――――――○―――――――――

○議長(黒木正照君) 次に、同意第3号、相良村政治倫理審査会委員の任命についてを採決します。この採決は無記名投票で行います。ただいまの出席議員は9人です。次に、立ち会い人を指名します。立ち会い人は先ほど立ち会いされた永田博人議員、徳田正臣議員を指名します。投票用紙を配ります。

{投票用紙の配布}

念のため申し上げます。本件に同意する方は賛成と同意しない方は反対と記載願い

ます。なお、会議規則第 83 条の規定によって賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は反対とみなします。投票用紙配付漏れはありませんか。はい、配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

{投票箱の点検}

異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。1 番議員から順番に投票願います。

{投票}

投票漏れはありませんか。はい。投票漏れなしと認めます。投票終わります。開票を行います。永田博人議員、徳田正臣議員、開票の立ち会いをお願いします。

{開票}

投票の結果を報告します。投票総数 9 票、有効投票 9 票、無効投票 0 票です。有効投票のうち賛成 9 票、反対 0 票、以上のとおり、全員賛成です。したがって、同意 3 号については、同意することに決定しました。

―――――――――○―――――――――

○議長（黒木正照君） 次に、同意第 4 号、相良村政治倫理審査会委員の任命についてを採決します。この採決は無記名投票で行います。ただいまの出席議員は 9 人です。次に立ち会い人を指名します。立ち会い人は先ほどお立ち会いされた永田博人議員、徳田正臣議員を指名します。投票用紙を配ります。

{投票用紙の配布}

念のため申し上げます。本件に同意する方は賛成と同意しない方は反対と記載願います。なお、会議規則第 83 条の規定によって、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は反対とみなします。投票用紙の配付漏れありませんか。配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

{投票箱の点検}

以上なしと認めます。ただいまから投票を行います。1 番議員から順番に投票願います。

{投票}

投票漏れはありませんか。はい、投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。永田博人議員、徳田正臣議員、開票の立ち会いをお願いします。

{開票}

投票の結果を報告します。投票総数 9 票、有効投票 9 票、無効投票 0 票です。有効投票のうち賛成 9 票、反対 0 票。以上のとおり、全員賛成です。したがって、第 4 号については、同意することに決定しました。

―――――――――○―――――――――

○議長（黒木正照君） 次に、同意第 5 号、相良村政治倫理審査会委員の任命についてを採決します。この採決は無記名投票で行います。ただいまの出席委員は 9 人です。次

に、立ち会い人を指名します。立ち会い人は、先ほど立ち会いされた永田博人議員、徳田正臣議員を指名します。投票用紙を配ります。

{投票用紙の配布}

念のため申し上げます。本件に同意する方は賛成と同意しない方は反対と記載願います。なお、会議規則第 83 条の規定によって、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は反対とみなします。投票用紙の配付漏れありませんか。配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

{投票箱の点検}

以上なしと認めます。ただいまから投票を行います。1 番議員から順番に投票願います。

{投票}

投票漏れはありませんか。はい、投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。永田博人議員、徳田正臣議員、開票の立ち会いをお願いします。

{開票}

投票の結果を報告します。投票総数 9 票、有効投票 9 票、無効投票 0 票です。有効投票のうち賛成 9 票、反対 0 票。以上のとおり、全員賛成です。したがって、同意第 5 号については、同意することに決定しました。

―――――――――○―――――――――

○議長（黒木正照君） 次に、同意第 6 号、相良村政治倫理審査会委員の任命についてを採決します。この採決は無記名投票で行います。ただいまの出席委員は 9 人です。次に立ち会い人を指名します。立ち会い人は、先ほど立ち会いされた永田博人議員、徳田正臣議員を指名します。投票用紙を配ります。

{投票用紙の配布}

念のため申し上げます。本件に同意する方は賛成と同意しない方は反対と記載願います。なお、会議規則第 83 条の規定によって、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は反対と記載願います。投票用紙の配付漏れありませんか。配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

{投票箱の点検}

以上なしと認めます。ただいまから投票を行います。1 番議員から順番に投票願います。

{投票}

投票漏れはありませんか。はい、投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。永田博人議員、徳田正臣議員、開票の立ち会いをお願いします。

{開票}

投票の結果を報告します。投票総数 9 票、有効投票 9 票、無効投票 0 です。有効投票のうち賛成 9 票、反対 0 票。以上のとおり、全員賛成です。したがって、同意第 6

号については、同意することに決定しました。議場の出入口を開きます。

{議場の開錠}

―――――――――○―――――――――

日程第３９　諮問第１号

○議長（黒木正照君）　次に、日程第 39、諮問第 1 号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長（吉松啓一君）　それでは、諮問第 1 号、人権擁護委員候補者の推薦についてご説明申し上げます。相良村に置かれております人権擁護委員の村山幸子氏が令和 7 年 9 月 30 日付けで任期満了となることから、再度同氏を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会のご意見をお聞きするものでございます。以上、諮問第 1 号についてご説明申し上げましたが、内容ご審議の上ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（黒木正照君）　提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、諮問第 1 号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。この採決は無記名投票で行います。議場の出入口を閉めます。

{議場の施錠}

ただいまの出席議員は 9 人です。次に立ち会い人を指名します。会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、立ち会い人に 5 番、中村重道議員、6 番、西本巳喜男議員を指名します。投票用紙を配ります。

{投票用紙の配布}

念のため申し上げます。本件について適任として答申することに賛成する方は賛成と賛成しない方は反対と記載願います。なお、会議規則第 38 条の規定によって、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は反対といたします。投票用紙の配付漏れはありませんか。配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

{投票箱の点検}

異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。1 番議員から順番に投票願います。

{投票}

投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。配布を行います。中村重道議員、西本巳喜男議員、開票の立ち会いをお願いします。

{開票}

はい。投票の結果を報告します。投票総数 9 票、有効投票 9 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち、賛成 9 票、反対 0 票。以上のとおり、全員賛成です。したがって、諮問第 1 号については、適任と答申することに決定しました。議場の出入口を開きます。

{議場の開錠}

―――――――○―――――――

日程第４０　委員会付託

○議長（黒木正照君）　次に、日程第 40、委員会付託の件を議題とします。お諮りします。ただいま議題となっています、議案第 2 号から議案第 13 号及び議案第 20 号から議案第 26 号は、配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会へ付託したいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。従って、議案付託表のとおり、所管の常任委員会へ付託することに決定しました。以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。お疲れ様でした。

―――――――○―――――――

散会　午後 02 時 49 分